第４期大津市教育振興基本計画

大　津　市　教　育　大　綱

令和７年３月

はじめに

令和7年度から11年度までを計画期間とする第4期大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱を策定しました。「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」を基本理念に掲げており、この理念のもと、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重し多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させていく必要があります。

第3期大津市教育振興基本計画に基づき５年間の取組においては、一定の学力水準の維持、ICT環境の整備、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築、教育環境の整備の推進のほか、学校夢づくりプロジェクト等を通して、自律的な学校づくりが進展しつつあります。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果によれば、学習に対する意欲や関心の向上に課題が見られ、また、不登校児童生徒数の増加、地域コミュニティの希薄化など、時代の変化に伴う新たな課題に直面しています。

本市といたしましては、これらの課題に対応するため、組織を再編し、子どもに関わる施策を効果的・効率的に推進するとともに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりや学ぶ場の創出、特色ある学校づくりなど、子どもを中心に据えた施策を積極的に展開していきます。また、人生 100 年時代を迎え、生涯にわたって学習する機会の重要性が増す中にあって、学んだ成果を自分の人生や、より良い社会の構築に生かすために、共生社会の実現につながる更なる社会教育における学びや活動の機会を創出してまいります。

これらの施策推進にあたっては、家庭、地域、学校をはじめ教育に関わるすべての皆様と手を携え、夢があふれるまち大津の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

結びに、「大津市教育振興基本計画策定懇話会」の委員の皆様、パブリックコメントでご意見をお寄せいただいた市民の皆様、アンケート等に意見をいただいた小中学生の皆様に心から感謝申し上げ、挨拶といたします。

令和７年３月

大津市長　佐藤健司

令和2年度、本市は「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念として、令和6年度までの本市教育の方向性を示す第3期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱を策定しました。新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、教育活動も内容の工夫や変更を余儀なくされる中、本市においては、学校教育、社会教育における学びや人と人のつながりを止めないことを念頭に、学校夢づくりプロジェクトやコミュニティ・スクールによる家庭、地域、学校の協働体制の構築、子どもを真ん中に据えた特色ある学校づくり、教育支援センターの包括的な相談体制の構築などを推進するとともに、ICT環境及び長寿命化改良やトイレ改修等、教育環境の整備にも努めてきたところです。

さて、社会が急激に変化し価値観が多様化する現在は、予想がつかない時代と言われています。つまり、未来を予測して必要な力をつけることはもとより、未来がどのように変化しようとも対応できる力を身につけることが不可欠で、教育の果たす役割はますます高まっていると認識しています。

今般、本市においては、令和7年度から11年度まで5年間の本市教育の指針となる第4期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱を策定しました。「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」を基本理念とするこの計画では、基本理念に基づく3つの基本方針、「基本方針1：一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む」「基本方針2：すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」「基本方針3：ともに学び支え合う社会の実現を目指す」を定めています。

例えば、基本方針1では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図り、ICT機器のより効果的な活用、指導体制の工夫など、確かな学びと可能性を引き出す教育を推進します。また、社会を構成する一員として主体的に参画する能力を育成するため、教科横断的・体験的な学びの充実を図ります。

基本方針2では、外部専門家と連携して「チーム学校」の視点で、子どもの成長を重層的に支える体制、教育支援センターを中心に関係機関が連携し、一人ひとりの子どもに寄り添い社会的自立を支援する体制等の充実を図ります。

基本方針3では、社会教育における学びを通じて、持続的な地域コミュニティの基盤づくりや人権学習などの学習機会の充実を図ることで、生涯にわたり学び合う人材育成を推進します。

このように、基本方針ごとにそれぞれ5つの具体的施策項目を示し、学校教育、家庭教育、社会教育の充実、生涯にわたる学びの推進などを明確化しています。今後、市民の皆様、企業、大学、団体、NPO 等の皆様のご支援、ご協力を賜りながら、自分のよさを生かしつつ自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら心豊かな人生を切り拓くことができるよう、変化を敏感に捉えた教育改革を進め、基本理念の実現に取り組んでまいります。

結びになりますが、策定懇話会委員の皆様、パブリックコメントにご意見をくださった市民の皆様、アンケート等に意見を寄せていただいた小中学生など、当計画の策定にお力添えいただいた多くの皆様に、心から感謝申し上げご挨拶といたします。

令和7年3月

大津市教育委員会

教育長　島崎　輝久

目　次

目　次 1

第１章　計画策定に当たって 2

1　計画策定の背景と趣旨 2
2　計画の位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定体制 4

第２章　大津市の教育をめぐる現状と課題 5

1　本市を取り巻く環境の変化や動向 5
2　教育政策をめぐる動向 11

第３章　大津市の教育の基本理念と基本方針 18

1　基本理念 19
2　基本方針 20
⑴　基本方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む 21
⑵　基本方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する 26
⑶　基本方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す 30

第３期基本計画と第４期基本計画の比較 33

第４章　施策体系 34

1　基本方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む 34
2　基本方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する 45
3　基本方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す 54

第５章　計画の推進に当たって 61

1　教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携 61
2　計画の進行管理と見直し 61
3　計画の周知等 61

注 62

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

平成 18 年（2006 年）12 月に、公布・施行された改正教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念等について、これまでの教育基本法を大切にしながら、新しい時代にふさわしい教育理念を定めています。

また、同法 17 条では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針及び講ずべき施策に関して、国に教育振興基本計画の策定を義務付け、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

さらに、平成 26 年（2014 年）６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等に資するため、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めること等が規定されました。

本市では令和２年（2020 年）９月に「第３期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」（以下、「第３期基本計画」という。）を策定し、諸施策に取り組んできました。

この第３期基本計画は、令和６年度（2024 年度）で最終年度を迎えることから、この度、これまでの取組の成果と課題、国や県の教育振興基本計画の内容、及び社会環境の変化等を踏まえ、今後の一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、当事者である子どもたちからの意見も聴きながら、将来を見据えた教育などの振興に関する基本理念、基本方針、取り組む施策を示した「第４期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」を策定しました。

２　計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第２項に規定された、大津市の教育振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけます。

また、大津市の最上位計画である「大津市総合計画」の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画であり、福祉・文化・スポーツなどの分野においては、「大津市生涯学習推進計画」を始めとして、既に個別計画が存在しており、これらの個別計画との整合を図ります。

なお、第３期基本計画と同様に、本教育振興基本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に規定された教育大綱として位置づけ、市長部局及び教育委員会が所管する教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、全市的に教育施策の推進にあたります。

計画の位置づけ

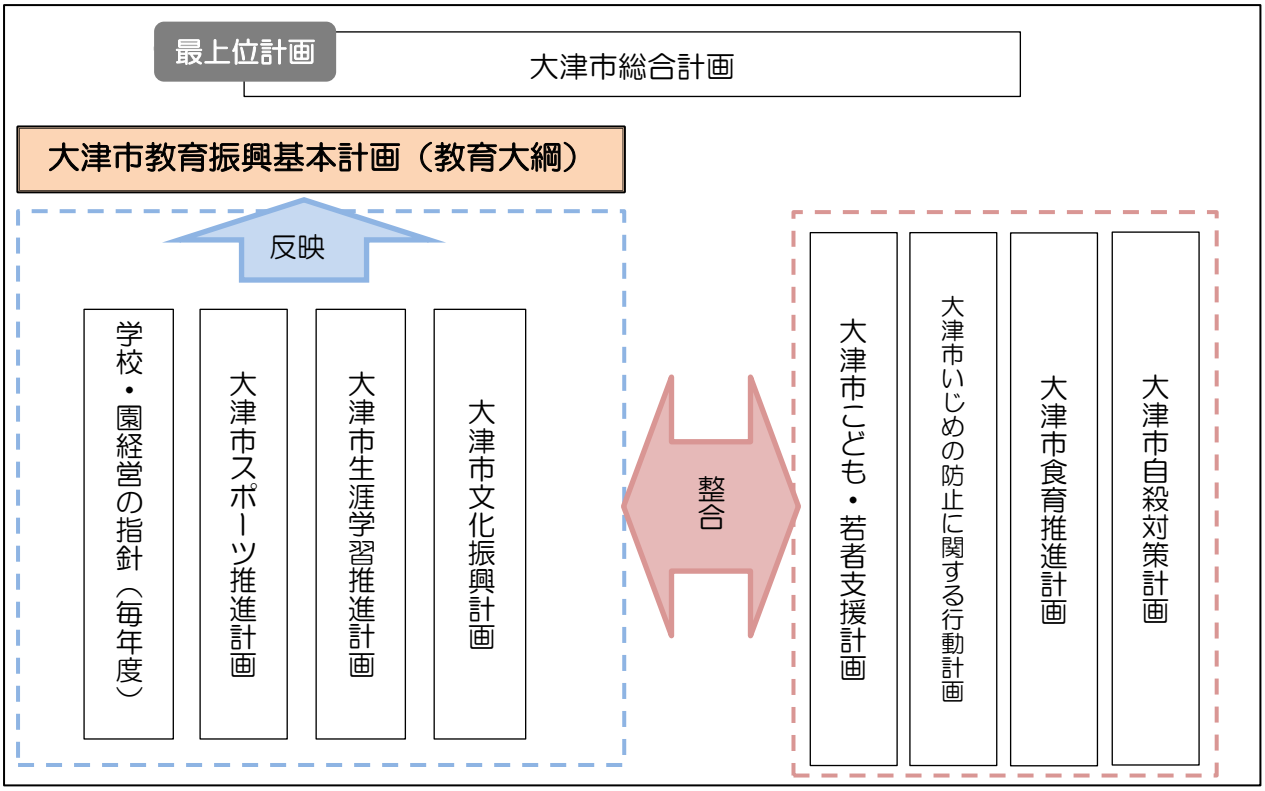

3　計画の期間

本計画は、令和７年度（2025 年度）を初年度とし、令和 11 年度（2029 年度）までの５年間を計画期間とします。

計画の期間

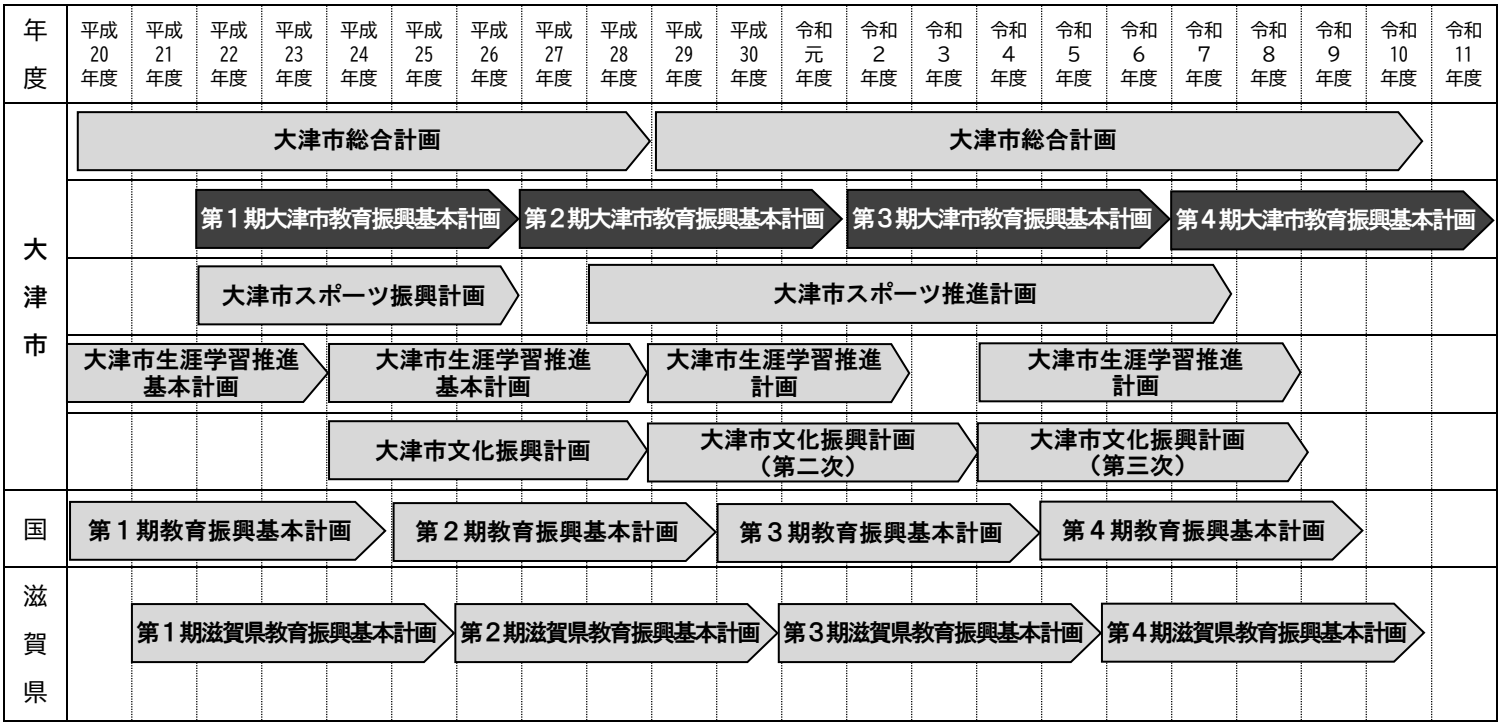

４　計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりとしました。

○大津市総合教育会議

・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年（2015年）４月１日から施行されたことにより、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性の下、連携して効果的に教育施策を推進していくために設置した会議です。

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第２項に基づき、この会議の中で本計画の協議を行いました。

○大津市教育振興基本計画策定プロジェクト委員会

・本計画の実効性を高めるため、庁内関係所属や小・中学校の教職員で構成するプロジェクト委員会を設置し、計画の検討を行いました。

○大津市教育振興基本計画策定懇話会

・本市の教育に資する取組の現状と課題、計画の策定に向けた方向性、内容等について意見を聴取するために懇話会を設置しました。

（令和６年度構成員）学識経験者、市民団体代表　５名

○子どもの意見聴取

・「こども基本法」の趣旨を踏まえ、策定に当たっては、当事者である子どもたちからの意見を参考にすることとし、子ども意見交流会及びアンケートを実施しました。

第２章　大津市の教育をめぐる現状と課題

１　本市を取り巻く環境の変化や動向

⑴　人口減少、少子高齢化の進展

○　大津市においては令和２年の人口が約３４万人であり、ここ数年はほぼ横ばいで推移してきました。ただし、令和７年以降は人口減少、少子高齢化の進展に伴い、全国や滋賀県と同様に人口が減少していくことが見込まれています。

○　人口構造について、令和２年の年少人口は約４万７千人、生産年齢人口は約２０万６千人、老年人口は９万１千人に対し、令和７年は約４万３千人、生産年齢人口は約２０万４千人、老年人口は９万７千人となる見込みであり、年少人口及び生産年齢人口の減少及び老年人口の増加が見込まれています。

大津市の将来推計人口

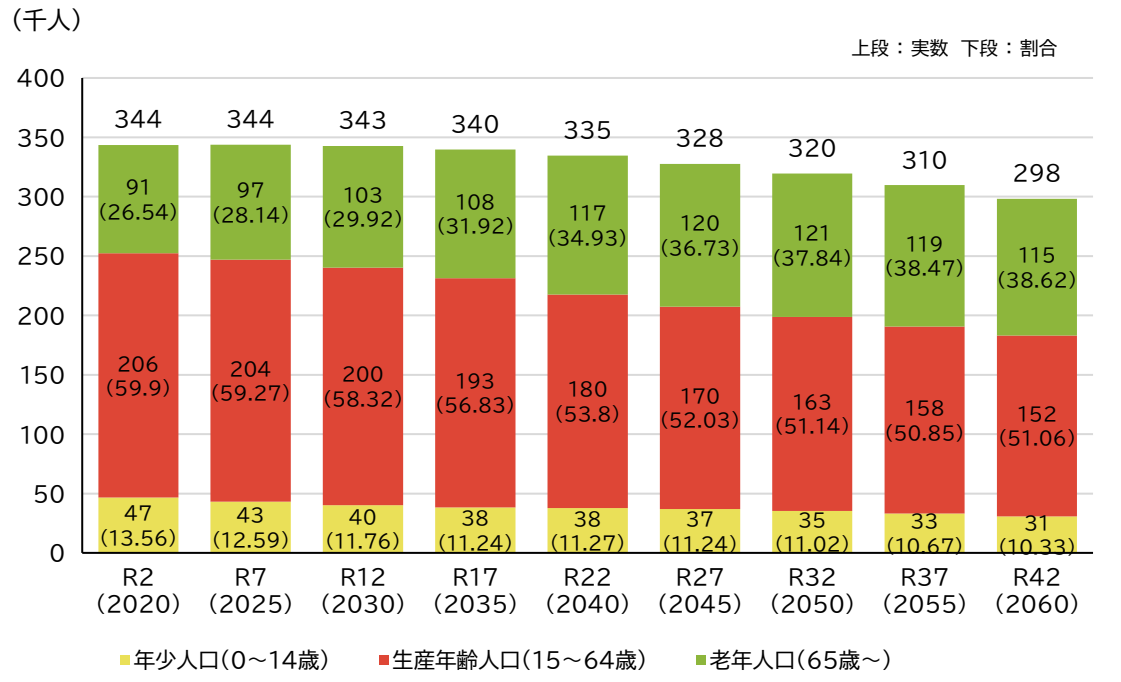

（第３期大津市人口ビジョン）

⑵　世帯構成の変化と地域コミュニティの希薄化

○　世帯数や一世帯あたりの人員をみると、令和２年４月１日時点の世帯数は１５０，７０３世帯、一世帯あたりの人員は２．２８人であるのに対し、令和６年４月１日時点の世帯数は１５７，５３１世帯、一世帯あたりの人員は２．１８人であり、市全体の世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人員は減少する傾向にあります。

○　少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化などの社会環境の変化を背景として、自治会を始め地域団体の加入率は年々低下しています。

○　地域内の人間関係が希薄化し、子ども同士で遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れあう機会が減少しています。

大津市の世帯数の推移

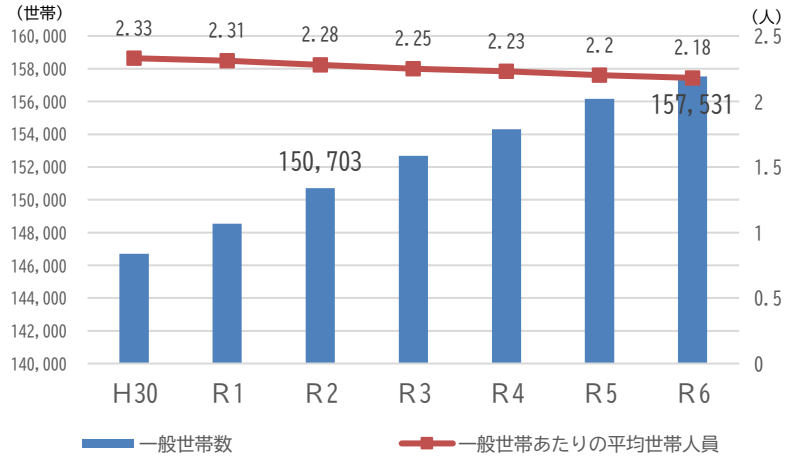

（大津市人口統計表）

大津市の自治会加入率の推移

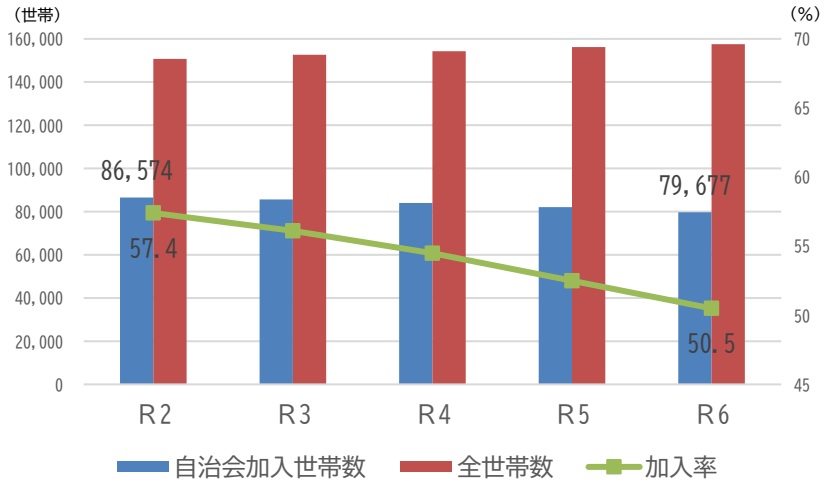

（大津市市民部自治協働課）

大津市における子どものいる世帯の状況

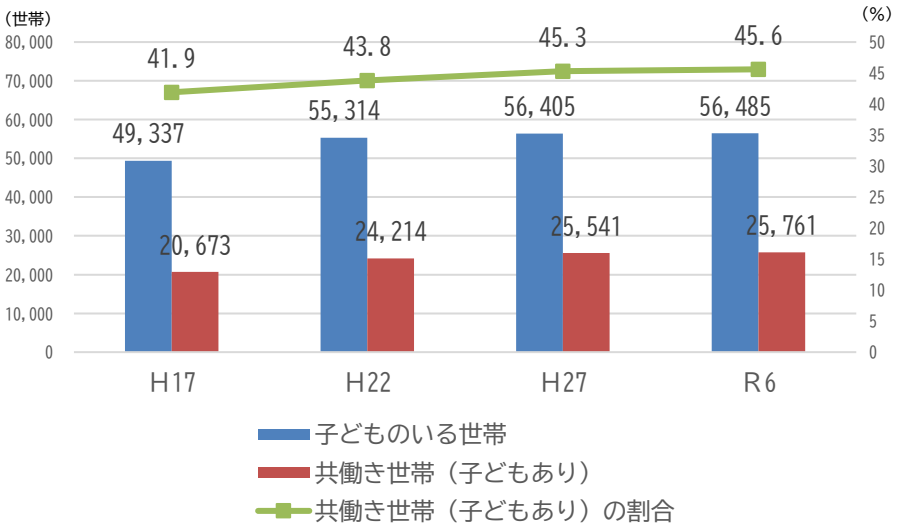

（大津市こども・若者支援計画）

⑶　教育上の課題の多様化、複雑化

○　子ども達を取り巻く環境は変化し、不登校対応、いじめ[1]問題などの教育における課題はより多様化・複雑化しています。

○　不登校の児童生徒数の割合は増加傾向にあります[2]。

○　社会の多様化が進むなか、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等にかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

公立小・中学校における不登校の児童生徒数の在籍率

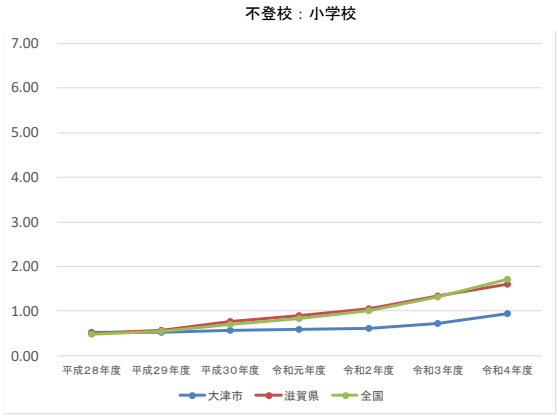

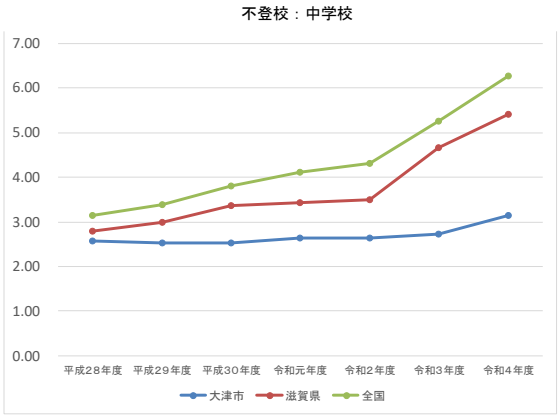

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大津市	0.53	0.53	0.56	0.58	0.61	0.71	0.94
滋賀県	0.49	0.56	0.76	0.90	1.05	1.33	1.60
全国	0.47	0.55	0.70	0.84	1.01	1.32	1.72

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大津市	2.56	2.53	2.53	2.63	2.63	2.72	3.15
滋賀県	2.79	2.98	3.37	3.43	3.49	4.66	5.41
全国	3.14	3.38	3.81	4.12	4.30	5.26	6.27

（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

本市のいじめの疑い報告件数の推移[3]

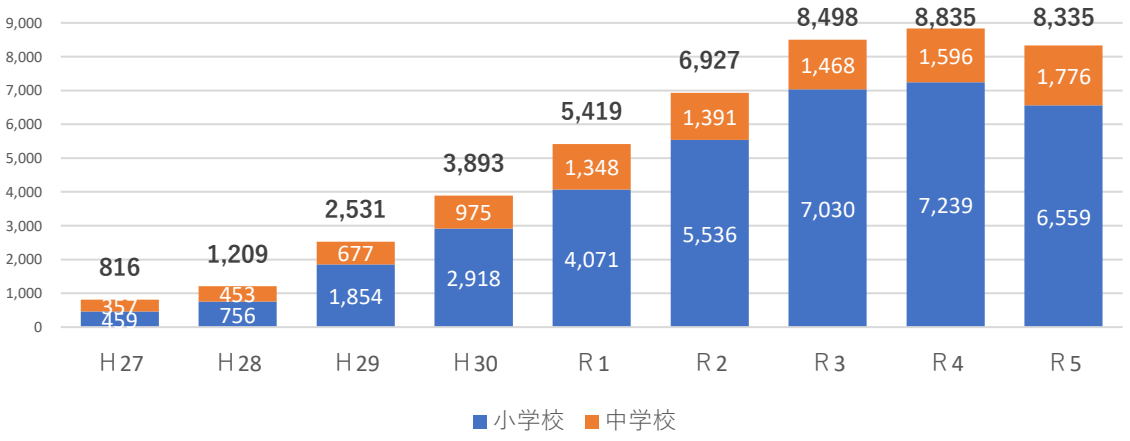

（本市立小・中学校から教育委員会への報告件数の集計による）

⑷　教職員の負担軽減や働きやすい環境づくり

○　教育をめぐる社会情勢の変化とともに、教職員の長時間勤務や成り手不足が課題となっています。

○　国においては令和５年８月の国の中央教育審議会緊急提言において、学校教師が担う業務の精選・見直しの徹底や各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の全小・中学校への配置拡大等、「できることを直ちに行う」という考え方の下、緊急的に取り組むべき施策について提言がなされました。

○　教育の中心的な担い手となる教職員が本来の力を発揮できるよう[4]、勤務時間の適正化等により、働きやすい環境づくりが必要であり、本市でもこれまで会議や研修、報告書などの削減や簡易化、留守応答電話の運用やスクールサポートスタッフの配置を行うなど、総合的な働き方改革に取り組んできました。

大津市立小・中学校全教職員の在校等時間の推移（月平均時間外在校等時間数（単位：時間））

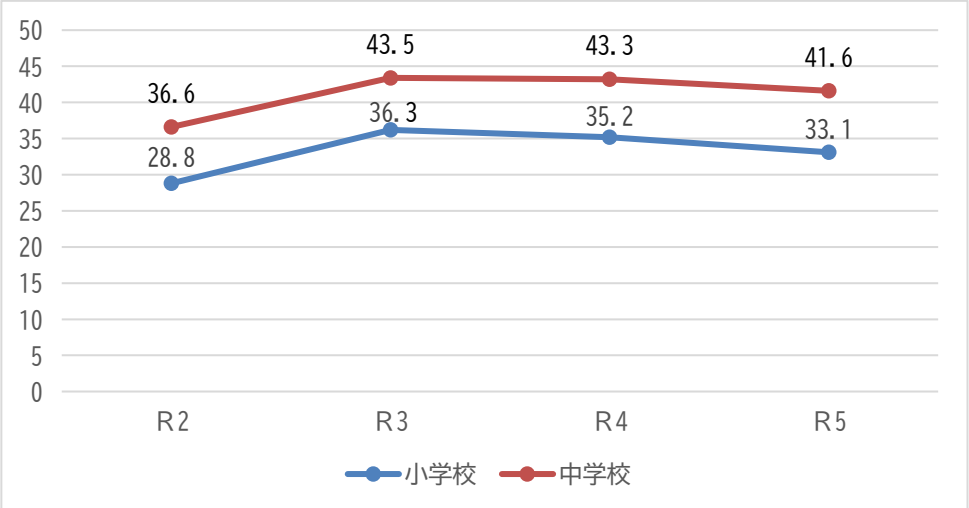

（大津市教育委員会教職員室）

⑸　将来の予測が困難な時代の到来

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人的な交流や体験活動[5]の機会が減少し、対面による活動が困難になるなど、教育活動に大きな影響がもたらされました。

○　また、緊急事態宣言の発令に伴う学校の臨時休業により、子ども達にとって学校は居場所であり福祉的なセーフティネットとしての役割を担っていることが再認識されました。

○　一方で、１人１台端末の導入やオンライン授業の開始等により、学校内でもＩＣＴを活用した教育が進み、学びの変容がもたらされました。

○　教育基本法の理念、目的、目標及び機会均等の実現を目指すことは、将来の先行きが不透明で予測が困難な社会や時代においても、変わることのない立ち返るべき教育の原点であることが再認識されました。

○　現代は将来の予測が困難な時代であり、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を作り出していくという双方の視点が必要となるとされています。

○　国においては多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育のあり方として、日本の社会に根差したウェルビーイングの向上として、精神的な豊かさの重視が示されました。

⑹　子どもを中心とした総合的な施策の推進

○　令和５年４月１日に子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定され、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国においては「こども家庭庁」が創設されました。

○　この法律では、子どもに関連する施策について当事者である子どもたちが意見を表明する機会を確保するなど、子どもを中心とした総合的な施策の推進が図られることとなりました。

○　本市でもこども・若者支援計画において、「こども基本法」の理念の周知や意見聴取の機会の創出等を規定し、取組を進めています。

2　教育政策をめぐる動向

⑴　国の第４期教育振興基本計画について

国においては、令和５年度（2023年度）から令和９年度（2027年度）までの５年間を計画期間とする第４期教育振興基本計画を策定しました。

第４期教育振興基本計画においては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な２つの基本方針と、「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「②誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「④教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進」「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」という５つの基本的な方針を掲げています。

第4期教育振興基本計画の概要

コンセプト１
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

コンセプト２
日本社会に根差したウェルビーイングの向上

基本的な方針
1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて 学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、 全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で 共に学び支え合う社会の実現に向けた 教育の推進
4. 教育デジタルトランス フォーメーション（DX）の 推進
5. 計画の実効性 確保のための 基盤整備・対話

目標と基本施策例

1	確かな学力の育成、 幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	•個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 •学修者本位の教育の推進 •キャリア教育・職業教育の充実
2	豊かな心の育成	•いじめ等への対応、人権教育の推進　•体験活動・交流活動の充実
3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	•学校保健、学校給食・食育の充実 •生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
4	グローバル社会における人材育成	•高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　•外国語教育の充実
5	イノベーションを担う人材育成	•探究、STEAM教育の充実 • 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進
6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	•子供の意見表明　•主権者教育の推進
7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	•特別支援教育の推進　•不登校児童生徒への支援の推進 •確かな学力の育成、 幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
8	生涯学び、活躍できる環境整備	•大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 •現代的社会的課題に対応した学習
9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	•コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進 •家庭教育支援の充実
10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	•社会教育人材の養成・ 活躍機会拡充 •地域課題の解決に向けた関係施設、施策との連携
11	教育DXの推進・デジタル人材の育成	•児童生徒の情報活用能力の育成　•校務DXの推進 •デジタル人材育成の推進
12	指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	•学校における働き方改革、処遇改善、指導/運営体制の充実の一体的推進 •ICT環境の充実・教育研究の質向上に向けた基盤の確立
13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	•教育費負担の軽減に向けた経済的支援 •へき地や過疎地域等における学びの支援
14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働	•NPOとの連携　•企業等との連携　•関係省庁との連携
15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	• 学校施設の整備　•学校安全の推進
16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	• 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取、対話

⑵　滋賀県の第４期教育振興基本計画について

滋賀県においては、令和６年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの５年間を計画期間とする第４期教育振興基本計画を策定しました。

第４期教育振興基本計画においては、基本目標として「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～」を掲げ、未来の社会の中心となる子どもたちの力の育成、学びに向けた基盤となる環境の整備、社会のみんなで取り組む学びの観点から、「夢と生きる力を育む」「学びの基盤を支える」「みんなで学びに関わる共に生きる」の３つの施策を柱として設け、教育施策を総合的に推進することとしています。

滋賀県の第4期教育振興基本計画の概要

基本目標
未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

サブテーマ
「三方よし」で育む滋賀の教育

全体的な方向性
（１）すべての人が愛情をもって取り組む教育
社会のみんなが、愛情をもって教育に取り組むことを目指します。
（２）学習者が主体の教育
一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付け、学びを支援します。
（３）滋賀に学ぶ教育
自然・歴史・文化をはじめとする地域資源に学びます。

施策の柱	施策		目標
施策の柱Ⅰ 夢と生きる力を育む	知・徳・体を育む	①確かな学力の育成	•基礎的・基本的な知識や技能の定着　•探究的に学ぶ力の育成 •カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実
		②豊かな心の育成	•子どもの権利の尊重・利益の擁護　•自尊感情の育成 •コミュニケーション能力の育成　•道徳教育の推進 •人権教育の推進
		③健やかな心の育成	•学校体育を中心とした運動の習慣化の促進 •保健教育および学校保健の推進　•食育の推進
	主体的に世界へ参画できる資質能力を育む	①社会参画・社会貢献意識の育成	•主権者教育等の推進　•社会的な課題に関する教育の推進 •外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実 •キャリア教育、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進
		②情報活用能力の育成	•ＩＣＴを主体的に活用できる態度の育成　•情報モラル教育の充実 •プログラミング的思考の育成
	多様な学びの機会をつくる	①滋賀に学ぶ体験活動等の推進	•滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進 •地域社会を教育資源とした学びの推進
		②部活動の持続可能で適切な運営への支援	•適切な部活動指導の実施
施策の柱Ⅱ 学びの基盤を支える	教職員を支え、教育力を高める	①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	•学校における働き方改革の推進　•多様な人材の学校運営への参画 •教職員のワーク・ライフ・バランスの確保
		②教職員の資質能力の向上	•教員人材の確保　•教職員の人材育成
	安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	①子どもの心理的安全性の確保	•いじめ防止対策の徹底　•子どものメンタルヘルスへの対応 •学校内外の相談体制の整備
		②学校安全の推進	•学校生活の安全確保に向けた取組の推進
		③教育DXの推進	•１人１台端末環境の安定的な運用 、教育活動へのＩＣＴ活用の推進
		④学校施設の教育環境の整備	•県立学校施設の計画的な整備
	多様な教育ニーズに対応する	①特別支援教室の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	•切れ目のない指導・支援　•多様な学びの機会の確保
		②魅力ある県立高等学校づくりの推進	•各県立高等学校の魅力化の推進　•地域との連携の推進
		③私学学校の振興	•私立学校の安定的な運営への支援
	学びを円滑につなげる	①幼保教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	•幼稚園教諭等の指導力の向上 •幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進
		②大学、県立高等専門学校等との連携接続	•高等教育機関との連携の推進　•高等教育機関への円滑な接続の推進
施策の柱Ⅲ みんなで学びに関わる	生涯を通じた学びを推進する	①生涯学習の振興	•学びの機会の充実　•学びの情報の充実
		②読書活動の推進	•家庭や地域における子ども読書活動の推進　•読書バリアフリーの推進
		③図書館を活かしたまちづくりの推進	•図書館等を活用した地域づくりへの支援
	地域社会で学びをつなげる	①地域と共に取り組む学びの推進	•コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進
		②企業・NPO等と共に取組む学びの推進	•学びの充実に向けた企業等との連携
		③家庭と共に取り組む学びの推進	•家庭教育の活性化促進　•家庭教育支援体制の構築
	困難な環境等にある人の学びを支える	①学校や家庭での学びの支援	•生徒指導・教育相談の充実　•専門人材による支援
		②多様な学びの機会や居場所の確保	•不登校等の状況にある子供への支援　•学びの機会や居場所の確保

３　第３期基本計画期間中の成果と課題

第３期基本計画においては、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育　～多様性を尊重し自立する人～」を基本理念とし、下記の５つの基本方針を掲げて、取組を推進しました。

基本方針	１　次代を生き抜く力を育みます ２　子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます ３　次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います ４　社会全体で子どもを育てます ５　共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します

〔基本方針１〕次代を生き抜く力を育みます

社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、「知識及び技能」[6]の習得にとどまらず、未知の状況においても思考、判断及び表現することができる力、学びを人生や社会に生かそうとする力などの「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を、知徳体の観点を大切にしながら総合的に育成する必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

○　平成 29・30 年改訂学習指導要領（以下「現行学習指導要領」という。）では、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」及び学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められています。そのため、学ぶ意義を明確にし、子ども一人ひとりの学びの状況に応じた最適な支援に努めるとともに、仲間と協働して課題解決に取り組む「主体的・対話的で深い学び[7]」の実現に向けた授業へと転換を図り、子どもの学ぶ力の向上を推進しました。

○　学校のすべての教育活動を通して、価値観の多様性を認め、尊重し、理解する寛容な心、また、自制心や協調性、やり抜く力などの子どもの学びや生活の支えとなる人間性を育み、よりよく生きる心の教育を進めました。

○　人生１００年時代をより豊かにするため、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力、体力の向上と健康保持の基礎となる力や、睡眠や食生活などの心身の健康を保持し、増進するため、これらを自己管理する力の育成を推進しました。

○　地域の自然や歴史、文化などの実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験活動を通して、郷土に愛着と誇りを持つとともに、命や自然の大切さに気付き、主体的に行動できる子どもの育成を推進しました。

○　超スマート社会を見据え、ＩＣＴを効果的に活用した教育とともに、情報モラルを踏まえた情報活用能力[8]などの情報化社会に必要な資質・能力の育成を推進しました。

こうした取組の成果として、全国学力・学習状況調査においては、学力の一側面を表すものではあるものの、一定の学力水準の維持がうかがえました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な学びの変容がもたらされ、1 人 1 台端末の導入等により、学校教育

におけるＩＣＴ環境の整備が飛躍的に進展しました。

一方、学習に対する意欲や関心に関する全国学力・学習状況調査の分析結果には課題が見られる傾向があることから、多様な学びへの指導・支援などの更なる充実が求められます。また、ＩＣＴの効果的な活用とともに、引き続き、情報モラルの育成に努めることが必要です。

指標		基準値 令和元年度	目標値 令和６年度	実績値 令和２年度	実績値 令和３年度	実績値 令和４年度	実績値 令和５年度
全国学力・学習状況調査において 全国平均を上回った教科区分数 教科区分：小学校（国語・算数） 中学校（国語・数学）		小：１／２ 中：１／２	小：２／２ 中：２／２	―	小：０／２ 中：１／２	小：０／２ 中２／２	小：１／２ 中：２／２
全国学力・学習状況調査において学習への関心・意欲・態度に関わる質問「○○の勉強は好きですか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合	国語	小：59.6% 中：57.6%	全国平均以上	（実施無し）	小：53.8% 中：53.1%	小：55.9% 中：56.3%	小：59.6% 中：53.2%
	算数・数学	小：63.4% 中：57.6%	全国平均以上	（実施無し）	小：62.0% 中：57.8%	小：55.4% 中：55.2%	小：55.6% 中：53.7%
小・中の一貫したカリキュラム（教育課程）を作成した中学校区の割会		0%	30%	0%	0%	11%	16%

〔基本方針２〕子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます

子どもが抱える課題の解決に向け、学校組織として対応するとともに、子ども一人ひとりに焦点を当て、きめ細かで最適な方策や手立てを講じながら、子どもの命を輝かせ、安心につながる対応を図ることが必要です。そこで、以下の点について取組を進めました。

○　いじめ[9]対策については、子どもの命を守ることを第一義として、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的対応を行うこと」、「保護者や関係機関と連携すること」などの早期に適切な対処を行うとともに、子どもによる自主的・主体的な未然防止につながる活動を支援するなど、総合的ないじめ対策を推進しました[10]。

○　不登校の児童生徒への支援を進めるとともに、子どもの個性や多様性を認め、一人ひとりの存在を尊重する学校教育を一層充実させ、将来の自立と社会的参加につながる取組を行いました。

○　特別な支援を必要とする子ども一人ひとりへのきめ細かな支援体制の強化に努め、子どもが安心して学べる環境の構築に向けた取組を推進しました。

○　非常変災時等において、子どもの安全を最優先にした対応を図るとともに、学校施設の改修や通学路の安全対策等により、子どもの安心・安全につながる教育環境の整備を推進しました。

こうした取組の成果として、令和４年度に「教育相談センター」を「教育支援センター」に改め、相談窓口の一本化を図るとともに、相談と支援を連動させた体制を構築しました。加え

て、教育支援ルーム「ウイング」[11]の増設、アウトリーチ型の支援及び校内における教育支援ルーム[12]「校内ウイング」による支援の充実等により、支援施策の拡充を進めました。また、教育環境の整備の推進に着手しました。

一方、全国的な傾向と同様に不登校の児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた多様な支援体制を整えるとともに、一人ひとりに寄り添った適切な支援（学びの機会や居場所の確保）が求められています。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和６年度	実績値 令和２年度	実績値 令和３年度	実績値 令和４年度	実績値 令和５年度
全国学力・学習状況調査において 学校生活に関わる質問 （「学校に行くのは楽しいと思いますか」）に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小:86.9% 中:80.9%	全国平均 以上	（実施無し）	小:84.8% 中:81.7%	小:85.9% 中:81.9%	小:87.0% 中:79.5%
小・中学校における個別の指導計画の作成率（特別な支援を要する児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合）	71%	90%	65%	76%	78%	78%

〔基本方針３〕次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います

学校は、保護者を始めとする市民の期待や願いを受け、子どもが安心して学べ、学力や体力を確実に培い、知徳体の調和の取れた人間性を総合的に育み、健やかに成長できる場であることが重要です。学校教育に関わるすべての者が、これからの未来を担う子どもの成長にとって重要な役割を有することを認識し、保護者や市民の「信頼」につながる教育改革を進めていく必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

○　子どもと保護者に信頼される学校づくりに向け、地域の特色を生かした教育の推進、学校の組織対応力やマネジメント力の向上、積極的な情報発信等により、自主的、自律的な学校づくりに向けた取組を推進しました。
○　教職員は、子どもの確かな成長につながるよう研究と修養に努めるとともに、教育委員会は、教職員としての専門的な力量や人間力を総合的に高める研修等を実施し、人材の育成に取組みました。
○　学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）[13]や「チーム学校」[14]の考え方に基づき、保護者や地域社会等とつながり、「社会に開かれた教育課程」[15]の理念に基づく学校運営に向けた取組を行いました。
○　教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるよう、総合的な働き方改革を進めるなど、持続可能な社会に対応できるよう教育改革を推進しました。

こうした取組の成果として、学校夢づくりプロジェクト等を通して、各学校において特色を生かした創意工夫ある取組が進みました。

一方、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保できるような取組について、引き続き進める必要があります。

指標		基準値 令和元年度	目標値 令和６年度	実績値 令和２年度	実績値 令和３年度	実績値 令和４年度	実績値 令和５年度
子ども・保護者による 学校評価の評価点（アンケート調査により確認） 直近までの５年間平均（３点満点）	子ども	2.32	2.50	2.37	2.38	2.39	2.43
	保護者	2.22	2.40	2.19	2.21	2.22	2.27
教職員の在校等時間の減少 （全教職員の月平均 時間外在校等時間数の削減） （単位：時間）		小 31.5 中 43.0	小 24.0 中 33.0	小 28.8 中 36.6	小 36.2 中 43.4	小 35.2 中 43.2	小 33.1 中 41.6

〔基本方針４〕社会全体で子どもを育てます

子どもへの教育は、社会的自立[16]に向けた基礎的・基本的な資質・能力の育成を図るとともに、人としての基礎づくりでもあるため、その教育は、家庭、地域及び学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協働し、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。そこで、以下の点について取組を進めました。

○　家庭教育は、子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っています。子どもが家族間の信頼関係に基づき、安定した中で人間性の基盤が形成されるよう、子育てに関する学習機会や啓発活動、相談活動の充実を図るなど、家庭教育への支援を推進しました。

○　子どもの保育環境を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや児童虐待への適切な対応等により、子どもを育てる環境づくりを推進しました。

○　学校は、「チーム学校」を推進し、保護者や地域の住民などのステークホルダーと協働した教育活動を行うため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し、地域学校協働活動[17]を促進しました。また、企業、大学などの人材等を活用して、子どもの学びの可能性を広げる教育活動を行いました。さらに、生徒指導上の課題などの対応に関し、専門職や関係機関と積極的な連携を図り、子どもにとって最適な対応を目指した取組を推進しました。

こうした取組の成果として、学校運営協議会や子育て講座などの活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による制限が生じましたが、その後、子育て関連事業の実績値及び保護者満足度について回復傾向が見られました。

引き続き、保護者の子育てに係る相談体制や学習機会を充実させるとともに、子どもの居場所づくりや関係機関との連携を進めるなど、子どもを育てる環境づくりに努めることが必要です。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和６年度	実績値 令和２年度	実績値 令和３年度	実績値 令和４年度	実績値 令和５年度
学校運営協議会制度 （コミュニティ・スクール）の導入率	67%	100%	80%	84%	89%	96%
子育て講座の保護者満足度の増加 （子育て講座アンケート調査により 「満足」（５段階中最も良い評価） と回答した率）	81%	85%	81%	84%	84%	93%

〔基本方針５〕共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します

少子高齢化や人口減少等、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域が自立し、持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が求められています。個人の成長とともに、地域のまちづくりや人づくりにつなげるため、自らの学びの成果を地域の活動の中で積極的に生かしていく必要があります。

そこで、以下の点について取組を進めました。

○　地域での課題解決に向けて、地域の人それぞれが関係する地域課題を共有し、自らの学びの成果を生かして解決するとともに、様々な地域課題を地域と市が共有し、協働して解決していく仕組みづくりを推進しました。

○　それぞれの地域にある歴史や文化を大切にし、歴史遺産や伝統文化を次世代へ承継することで、地域への愛着と誇りにつなげる取組を推進しました。

○　市民の誰もが生涯にわたって運動やスポーツを楽しめるよう、健康づくりにつながる機会の充実に向けた取組を実施しました。

○　地域の人それぞれが協働して課題解決をしていくためには、多様性を認め合いながら共生していくことが重要であることから、思いやりや助け合いの心などの人権に対する意識の醸成に向けた取組を推進しました。

こうした取組は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の制限が生じましたが、事業によっては感染拡大以前の水準に戻りつつあります。

しかしながら、感染拡大による人と人との交流の機会の減少とともに、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。引き続き、歴史や文化、運動やスポーツなどの社会教育における学びや活動の機会の創出により、市民意識の醸成につなげていく必要があります。

指標	基準値 令和元年度	目標値 令和６年度	実績値 令和２年度	実績値 令和３年度	実績値 令和４年度	実績値 令和５年度
市民の主体的な学び （出前講座利用者数）の増加	2,752 人	3,000 人	527 人	650 人	1,341 人	2,694 人
出前講座利用者の満足度の増加 利用者のアンケート調査により 「とても良い」（５段階中最も良い 評価）と回答した率	70%	80%	64%	70%	79%	72%
大津人実践講座参加者数 （延べ人数）の増加	298 人	350 人	312 人	331 人	356 人	371 人

第３章　大津市の教育の基本理念と基本方針

教育基本法第１条には、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。そこで、第４期大津市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）の策定に当たっては、同法における理念、目的などの実現を目指すことを普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請とともに、本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえることとしました。

国の第４期教育振興基本計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は予測困難な時代を象徴し、学校の役割を再認識するきっかけとなり、学びの変容がもたらされたとされています。その上で、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の必要性とともに、社会の「多様化」が進む中、誰もが生き生きとした人生を享受できる「共生社会」や、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展のためには、教育の果たす役割が大きいことが示されています。また、「一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら…（中略）…豊かな人生を切り拓き」、「未来に向けて自らが社会の創り手」となることや、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられています。

これまで本市では、第３期大津市教育振興基本計画（以下「第３期基本計画」という。）において、「新しい価値と可能性を追求する大津の教育～多様性を尊重し自立する人～」の実現に向けて取組を進めてきました。

その成果として、全国学力・学習状況調査の結果からうかがえる一定の学力水準の維持、ＩＣＴ環境の整備、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築、教育環境の整備の推進のほか、学校夢づくりプロジェクト等を通して、自律的な学校づくりが進展しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の制限は生じましたが、子育てに関する取組や保護者満足度等について回復傾向が見られました。

一方、全国学力・学習状況調査の結果によれば、学習に対する意欲や関心の向上に課題が見られる傾向があることから、多様な学びへの指導・支援などの更なる充実が必要であり、全国的な傾向と同様に不登校の児童生徒数が増加していることから、個々の状況に応じた多様な支援体制の構築等により一人ひとりに寄り添った適切な支援がより一層求められます。また、相談体制や学習機会の充実などの子どもを育てる環境づくりに加えて、地域コミュニティの希薄化への懸念を踏まえ、共生社会の実現につながる更なる社会教育における学びや活動の機会の創出が必要です。

そこで、このような新たな時代への要請と本市の現状を踏まえ、本計画の策定に際しては、教育基本法の趣旨に基づく「個の伸長」と「社会の形成者の育成」において、「多様性の尊重」を念頭に「共生社会の実現」を目指すことを基本的な考え方としました。その上で、基本理念の設定に当たっては、将来の予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが、自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら自分や社会の未来をともに創ることを目指す大津の教育を推進することを示すこととしました。

1　基本理念

本計画の策定に際しては、教育基本法の理念、目的などの実現を普遍的な使命としつつ、同法の趣旨に基づく「個の伸長」と「社会の形成者の育成」においては、新たな時代の要請と本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえて「多様性の尊重」を念頭に、「共生社会の実現」を目指すことを基本的な考え方とすることとしました。

将来の予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが、自分のよさを生かしながら自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら心豊かな人生を切り拓くなどの自分や社会の未来をともに創ることを目指す大津の教育を推進するために、全世代を対象として、次のとおり基本理念を設定しました。

一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育

⑴　「一人ひとりが輝く大津の教育」

子どもから成人まで誰もが価値ある存在として尊重され、「一人ひとり」が自分のよさを生かすなど自分らしく幸せや生きがいを感じながら学び、自らの夢や可能性を広げていく大津の教育を推進します。（キーワード：個の伸長、多様性の尊重）

⑵　「ともに未来を創る大津の教育」

学校や地域社会において、多様な他者と協働するなど「ともに」学び、支え合うことにより、誰もが自らの「未来」や社会の「未来」の「創り手」として、生涯にわたって幸せや豊かさを感じる社会の実現に資する教育の推進に努めます。（キーワード:社会の形成者、共生）

以上のとおり、「一人ひとりが輝くこと」と、「ともに未来を創ること」が、相互に補完し合い、循環していくよう各施策を推進します。

2　基本方針

本市の基本理念「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」を実現するには、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められます。

また、多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備の下、誰もが安心して学べる教育を推進することは、本計画の実効性を高めるためにも不可欠です。

さらに、地域社会において、多様な他者と協働するなどともに学び支え合うことは、生涯にわたる幸せや生きがいの創出につながるものでもあります。

これらを踏まえ、基本理念「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現に向けた基本方針として、次の３つの方針を掲げ、相互に連関させながら取組を進めることとします。

基本方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む

基本方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する

基本方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す

基本理念及び基本方針

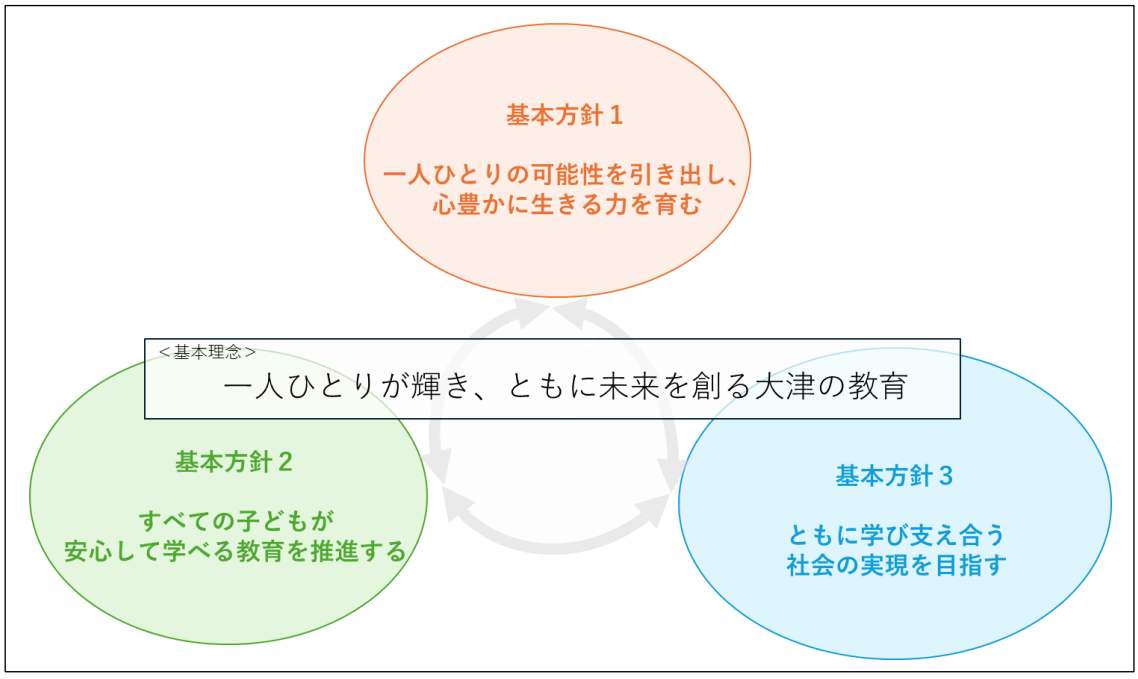

⑴　基本方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む

一人ひとりの子どもの可能性を引き出すために、知・徳・体にわたりすべての教育活動を通して総合的に、子どもの「生きる力」を育みます。基礎的・基本的な「知識及び技能」を確実に習得させるとともに、これらの「知識及び技能」を活用して「思考力、判断力、表現力等」を発揮し、「学びに向かう力、人間性等」を育むことを目指します[18]。あわせて、自分のよさや可能性を認識し、他者を価値のある存在として尊重する態度などの豊かな心[19]を育むとともに、人生１００年時代を豊かなものとするため、心身の健康[20]の保持増進と体力の向上を図ります。また、これからの社会の創り手を育成することを目指し、現代的な諸課題への対応に求められる資質・能力を育むとともに、大津の自然、歴史や文化を生かした学び[21]の充実により、郷土への愛着等を育みます。

(1)－１　現状、課題及び取組の必要性

○　本市では、幼児期の教育・保育[22]が、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本に取り組んでいます。また、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されたねらい及びこれらの内容に基づく活動を通して、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」[23]を踏まえ、指導を行ってきました。これまでも教育・保育に関する合同研修会の開催、「新大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」の作成・配布等により、教育・保育の連携に努めており、様々な教育・保育施設がある本市においては、今後、施設類型を問わず、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供していくための連携が求められています。

また、「大津の教員として大切にしたい３つのステップ」として、教職員が学級・授業づくりにおいて重視すべき事項を掲げ、学びの土台づくりの共通理解と実践に努めてきました。各学校においては自校の児童生徒の状況を踏まえ、校内研究の充実やＩＣＴの効果的な活用等により、学ぶ力の向上を図っており、特に、小学校においては専科指導や教科担任制により、教職員の専門性の発揮と多面的な児童理解を進めました。

本市の全国学力・学習状況調査の結果からは、学力の一側面を表すものではあるものの一定の学力水準の維持がうかがえました[24]。一方、市全体として、同調査の結果から、本市の児童生徒の学習に対する意欲や関心に関する項目が全国平均と比べ低い傾向が見られることから、学ぶ楽しさが実感できる主体的な学びにつながる授業への改善が必要です。また、各学校において、より効果的な授業改善に向けて、自校の課題を的確に分析し、課題解決のためのビジョンや具体策を掲げ、全教職員で組織的に実践し、児童生徒の確かな学びを保障することが重要です。

学習指導要領に示されているとおり、基礎的・基本的な「知識及び技能」を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」とともに、「学びに向かう力[25]、人間性等」の資質・能力を育成するに当たっては、教職員からの一斉講義型の授業から「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人ひとりの学びの状況に応じた「個別最適な学び」へと、また、このような学びと仲間とともに課題解決を目指す「協働的な学び」との一体的な充実[26]が重要であり、そのための更なる授業改善が求められています。さらに、これらの学びの土台として、子どもが「自分も大切にされている」と感じながら、自分を肯定的に捉える自

己肯定感[27]を醸成し、多様な個性を互いに尊重して自分の考えを表現できる共感的な人間関係を育む[28]とともに、子どもの良い点や可能性を伸ばし、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、きめ細かく支援することが必要です。

本市においては、保幼小の連携として、子ども同士の交流や授業・保育の公開等により、教職員同士の交流を進めており、保幼小における架け橋期[29]の学びをつなぐ更なる連携が求められます。また、中学校区を中心に、子どもの状況の共有や合同の研修会等を行い、校種間のつながりを大切にした連携を図っています。今後より一層、カリキュラムの作成等により、幼児期から中学校までにおける学びのつながり[30]を踏まえた教育を進めていくことが重要です。

○　本市の幼児期の教育・保育では、遊びを中心とした自発的な学びを通して、気付くこと（「知識及び技能」の基礎）、思考し工夫すること（「思考力、判断力、表現力等」の基礎）などの認知能力と、意欲を持ち粘り強く取り組み協力すること（「学びに向かう力、人間性等」）の非認知能力の育成を促す教育を進めてきました。特に、幼児期に顕著な発達が見られる非認知能力を、学童期・思春期へとつなげ、自己肯定感や自尊感情の育成を図っていくことが大切です。

また、近年、子ども同士で関わり合いながら群れて遊ぶ体験や、意見を述べ、気持ちを調整する経験が少なくなってきているといわれ[31]、価値観が多様化する中、今後、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」とされる人権について正しく理解し、感性を磨き、実践的態度を養うことは、共生社会の実現に向けて重要です。

本市では、「特別の教科　道徳」[32]において、児童生徒が「考え・議論する」道徳授業を要としてすべての教育活動を通じた実践を目指し、道徳教育に関する研修会等により、教職員の専門性を高めてきました。人権教育に関しては、幼稚園から中学校までの人権担当者を対象とした研修会等を通して、本市の人権教育の方針などの周知を図るとともに、幼児期の教育における身近な人との関わりを通した様々な感情体験の重視を始め、各校園において、いじめ防止啓発月間や人権週間などの人権について考える機会を設けるとともに、発達段階に応じた人権学習を進めてきました。一方、これまでの人権に関する課題に加え、ジェンダーに関することやＳＮＳを介しての誹謗（ひぼう）中傷などの現代的な人権課題に対応して求められる資質・能力も必要であり、子どもの人権に関する感覚を高めるためにも、教職員が正しい知識を持ち、高い人権感覚で教育活動を行うことが重要です。また、障害がある子どもも含めて特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒、不登校児童生徒などの様々な環境及び要因を抱える児童生徒が、ともに学び、ともに成長できる共生社会の実現に向け、多様性を尊重する教育を一層推進する必要があります。

学校教育は、子どもの社会において自立的に生きる基礎を培い、社会の形成者として必要とされる資質を養う役割を担っており、他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を養う道徳教育、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感を始め、自他の命を大切に差別や偏見をなくし、互いに価値ある存在として認め合う人権教育などのすべての教育活動を通して、多様性を尊重し豊かな心を育む必要があります。

○　全国的に子どもの体力の低下が懸念されており、本市においても同様の傾向が見られます[33]。新型コロナウイルス感染症や猛暑による熱中症対策などの影響により、運動やスポーツを行う機会が減少したことに加え、スマートフォンやゲーム端末等による仲間との遊び方の変化やスクリ

ーンタイムが増加等したことがその要因であるともいわれており[34]、人生１００年時代を豊かなものにする体力の向上と心身の健康の保持増進を図るため、幼児期からの運動遊びを始め、学校における体育・健康に関する教育の充実[35]が求められています。

本市では、学校における体育・健康に関する教育の充実に関して、本市の小学校体育連盟及び中学校体育連盟と連携しながら、体力の向上に係る取組[36]や授業力の向上のための研修を実施していますが、引き続き、児童生徒が体を動かす楽しさや心地良さ[37]を実感する学びへと改善を図る必要があります。

保健教育に関しては、児童生徒が生涯にわたる心身の健康の保持増進のために、正しい知識の習得とともに、望ましい生活習慣や食習慣を育成[38]することが重要です。また、子どもが性情報に触れる機会の増加、薬物乱用、メンタルヘルスなどの現代的な健康課題も含めて、包括的に子どもの心身の健康に関する教育を推進していく必要があります[39]。本市では、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭について、市費で複数人の配置を行っており、子どもの身体的及び心理的な悩みや不安に寄り添い、安心できる居場所としての保健室経営に一層努めていくことが必要です。食育に関しては、学校給食における地場産物[40]を活用した献立の提供や、食育指導専門員である「楽食（たのしょく）プロモーター」による食に関する指導を進めており、今後も地産地消や食への関心を高めていく必要があります。

本市の部活動に関しては、部活動指導員などの活用や複数校の合同による部活動、大学との連携等によるモデル事業[41]を実施しており、本市の地理的状況や学校の規模、部活動の種目等を踏まえ、柔軟かつ段階的に地域移行を進めていくことが必要です。

○　社会の形成者として主体的に参画する態度や、社会的自立に向けた資質・能力を育むことは、未来の創り手の育成につながります。本市では、キャリア教育[42]の一環として、「チャレンジウィーク」[43]などの職場体験や「学校夢づくりプロジェクト」及び「学校夢づくり＋(プラス)[44]」を通して、自分らしい生き方や夢の実現について学ぶ機会を設定してきました。また、ＧＩＧＡスクール構想に基づき配備した学習用端末を効果的に活用した授業づくりを推進し、児童生徒用教材「ＧＩＧＡワークブックおおつ」による情報モラル教育を含む情報活用能力の育成に向けて、各学校の「情報化リーダー」による授業研究や学校訪問による指導助言、研修等を進めました。

変化の激しい社会の中で、より良い人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために、教科などの学習を通じて身に付けた力を統合的に活用し、現代的な諸課題[45] に対応して求められる資質・能力を育成することが必要です。社会的自立を始め、児童生徒が、自分の未来と学ぶこととのつながりを見通しながら[46]、自分らしい生き方や自己実現に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくためのキャリア発達[47]の視点を踏まえた指導、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成、主権者教育、消費者教育、国際理解教育[48]などのこれからの社会を構成する一員として主体的に参画するための素地を養う教育が求められています。

これらの教育に当たっては、産官学民の連携[49]などによる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づく教科横断的な学びとともに、学んだことの意義を社会との関わりとの中で実感できるような体験的な学びを充実させます。

○　本市では、葛川ふるさと体験学習などの自然体験、びわ湖フローティングスクール[50]、社会科副読本「わたしたちの大津」[51]を活用した授業等による環境学習[52]、学校夢づくりプロジェクトなどの地域と連携した活動や、地域の豊かな自然、歴史や文化を活用した学習等を通して、文化的素養、知的好奇心、感性等を育むとともに、地域と学校との協働により、地域への愛着[53]の醸成につなげてきました。

地域の文化等に親しむことは、地域社会の一員として、地域に対する愛着を高めるだけでなく、地域貢献等を通じて社会に参画する態度を育てる[54]など、子どもにとって豊かな体験となり、地域が持続的に発展していくためにも必要であることから、今後も、各学校が地域の特色を生かしながら地域社会の人々の協力を得るなどにより、その充実を図る必要があります。また、これらの学びの際には、各教科の見方・考え方を働かせながら、各教科等において育成する資質・能力を活用させるなどにより、教科横断的な学びを展開するとともに、地域への愛着から広く他の地域や社会における様々な文化や価値について尊重[55]する態度などの多様性の理解や社会貢献の精神等を育むことにつなげることが重要です。

○　子どもを対象としたアンケート[56]及び教職員の参画を伴うプロジェクト会議[57]では、学び方、情報活用能力、読書活動、異文化理解、他者理解、いじめのない学校、運動、委員会やクラブ活動、校外学習、体験活動、キャリア教育等に関する意見があったことから、幅広い学びの視点に留意する必要があります。

⑴－２　施策体系

基本方針１における施策は、次の５項目とします。

なお、第３期基本計画の期間中の成果と課題として、全国学力・学習状況調査の結果によれば、一定の学力水準の維持がうかがえる一方で、学習に対する意欲や関心の向上に課題が見られる傾向があるとともに、子どもを対象としたアンケート及び教職員の参画を伴うプロジェクト会議においては、幅広い学びについての意見がありました。

これらを踏まえ、基本方針１「一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む」に基づき、学ぶ楽しさとともに深い学びに迫る授業の実現や、多様な学びへの指導・支援などの更なる充実に向け、第１項「確かな学びと可能性を引き出す教育の推進」に特に注力して取り組みます。加えて、学びだけでなく、社会で生きていくために、社会的自立の視点を踏まえたキャリア教育などの現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成に向けて、第４項「社会に対応できる教育の推進」に特に注力して取り組みます。

① 確かな学びと可能性を引き出す教育の推進
② 豊かな心を育む教育の推進
③ 健やかな心身を育む教育の推進
④ 社会に対応できる教育の推進
⑤ 郷土への愛着を育む教育の推進

⑴－３　指標

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
小学校　2/2 中学校　2/2	小学校　2/2 中学校　2/2	小学校　2/2 中学校　2/2	小学校　2/2 中学校　2/2	小学校　2/2 中学校　2/2
全国学力・学習状況調査における教科に関する調査において全国平均を上回った各教科区分数 ※教科区分：小学校（国語・算数） ：中学校（国語・数学） ※令和６年度　小学校１／２　中学校２／２				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査において国語・算数・数学の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目※1に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和６年度　大津市（全国） ※国語　小学校 58.7%（62.0%） 中学校 56.2%（64.3%） ※算数・数学　小学校 57.3%（61.0%） 中学校 54.4%（57.2%） ※１　質問項目　「国語の勉強は好きですか」、「算数の勉強は好きですか」及び「数学の勉強は好きですか」				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査において質問項目※2に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和６年度　大津市（全国） 小学校　92.7%（92.7%） 中学校　89.1%（90.1%） ※２　質問項目　「人が困っているときは、進んで助けていますか」				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国体力運動能力・運動習慣等調査において体育の学習への関心・意欲・態度に関わる質問項目※3に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和５年度　大津市（全国） ※小学５年生　男子 94.5%（92.9%） 女子 87.6%（85.7%） ※中学２年生　男子 90.0%（89.4%） 女子 76.6%（76.5%） ※３　質問項目　「運動やスポーツをすることが好きですか」				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査において情報活用能力に関する質問項目（全項目）に肯定的な回答をした児童生徒の割合 令和６年度　大津市（全国） 小学校　88.2%（86.4%） 中学校　87.7%（85.5%）				

⑵ 基本方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する

すべての子どもが安心して学べるように、ともに育ち学び合う場づくりを始め、「チーム学校」の視点に立った学校組織マネジメントとともに、教育環境の向上や教職員の研修などの充実を図ります。また、多様な支援体制等に基づく一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな指導や支援により、不登校の子どもたちへの支援や特別支援教育に関する支援等の包括的な支援を行うとともに、子どもの命を守ることを第一としたいじめの未然防止等[58]に努めます。また、子どもたちが地域社会でのつながりを通じて活動できるよう家庭、地域及び学校の連携・協働を推進します。

⑵－１　現状、課題及び取組の必要性

○　第３期基本計画の期間中[59]には、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等により、学習機会と学力だけでない全人的な発達等を保障し、人とつながることができる場としての学校の役割が再認識されました[60]。

本市では、居場所づくりや授業づくり、子どもたちと教職員、子どもたち同士の関係づくり[61]などとともに、育ち学び合う場づくりはもとより、「学校夢づくりプロジェクト」[62]等を通した学校の特色を生かした自律的な学校づくりを推進してきました。また、子ども支援コーディネーター[63]や特別支援教育コーディネーター[64]を中心とした組織的な支援体制の構築、保護者への連絡ツールの一斉導入による円滑な情報共有の推進、学校現場の課題の把握や方向性の検討などのための教育長及び教育委員によるスクールミーティング[65]の実施等を進めてきました。本市の学校評価[66]には一定の成果が見られますが、不登校やいじめ等を始め多様化・複雑化する教育課題に対し、学校内外の連携等による組織的・機能的なマネジメント体制[67]の更なる充実が必要であり、多様な専門職[68]や「社会に開かれた教育課程」の理念に基づく家庭や地域社会との連携・協働などの「チーム学校」の視点に立った学校組織マネジメントの推進が必要です。

○　本市では、「大津市通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検による通学路の安全対策やスクールガード等による見守り活動[69]を始め、子どもの事故予防や体調管理に関するガイドラインに基づき、子どもの安全・健康を最優先にした取組を推進してきました。また、「大津市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の計画的な改修を進めています。

学校園は、子どもたちの学習や生活の場であり、安心・安全を確保するため、適切な維持管理とともに、計画的な改修等により、教育環境の向上を図ることが求められています。学校園の施設は、災害時には避難所となることから、教育環境に加え、災害時にも配慮した整備が必要です。

また、台風や地震などの自然災害が増えており、学校の管理下において、危険等が発生した場合の対応について、保護者や地域住民等と連携して子どもの安全を確保する体制づくりとともに、登下校中の子どもが犯罪や交通事故に遭う事案が全国的にも依然として発生している状況[70]であること、夏季における熱中症の危険性が高まっていること等に対し、子どもの安全を最優先にした対応が必要です。さらに、子どもの発達段階に応じて、実践的な学習を含めた防災教育や安全教育を行うことが重要です[71]。

○　本市は、中核市として[72]、育成指標[73]に基づき、法定研修[74]を始め、経験年数に応じたステージ研修、管理職、ミドルリーダー、事務職員及びＯＪＴ推進リーダー等を対象としたマネジメント研修や職務研修、若手教員や臨時的任用教員を対象とした要請訪問等により、教職員の資質の向上を図ってきました。また、不祥事防止のための研修等により、コンプライアンス意識を高めてきました。

子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、情報活用能力などの新たな資質・能力の育成の要請等を始め、近年、学校や教職員の役割は拡大し多様化していることが指摘されています[75]。子どもたちの学びを支える教職員は公教育の要であって子どもたちへの教育の質に直結することから、教職員は学びに関する高度専門職として教職の生涯を通じて学び続けることが求められており[76]、教育基本法[77]には研究と修養に励むことについて規定されています。教育者としての使命感、専門性及び人間性の涵養（かん）等はもとより、教科教育などの指導力等に関する専門職性に資する研究・教職員の研修などの充実を図り、子どもたちへのきめ細かな指導体制と多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成につなげることが必要です。

また、本市では、より良い教育の実現に向けた学校における働き方改革として、ＩＣカードによる勤怠管理などの客観的な在校等時間の把握とその削減を図ることにより、健康保持に努めてきました。今後も、子どもたちへのより良い教育を実現[78]するために、教職員がその専門性を発揮できるよう業務の適正化等が必要です。

○　本市では、令和４年度に教育相談センターを教育支援センター[79]に改め、子どもの学校、家庭等における教育上の課題の解決に向けた支援を行っています。相談窓口の一本化を図るとともに、相談と支援を連動させた体制を構築し、教育支援ルーム「ウイング」の増設、アウトリーチ型の支援及び「校内ウイング」による支援の充実などの支援施策を拡充しました。教育支援ルーム「ウイング」は、個々のペースに応じた学力保障や人間関係の構築、コミュニケーション力の向上などにより、社会的自立等に向けた成果が見られました。

また、様々な悩みを抱える子どもたちに対して、「おおつっこ相談チーム通信」の配布や郵便による相談などの誰もが相談しやすい環境づくりに努めました。

各学校においては、子ども支援コーディネーターを中心とした組織的な体制の下、子どもの不安や悩み、課題に幅広く寄り添うほか、特別支援教育コーディネーターを中心とし、校内委員会の定期的な開催や個別の指導計画の活用等により、特別な支援を要する児童生徒への組織的な支援体制の充実を推進してきました。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職との連携によるアセスメント、必要に応じてスクールロイヤーや専門医等との連携により、アセスメントと支援を強化し、子どもたちの様々な課題に対応したきめ細かな支援の充実を推進してきました。

不登校の児童生徒数は、全国的な傾向[80]と同様に増加しており、多様な支援体制を整えるとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添いながら社会的自立を目指す支援が求められています[81]。不登校などの状態にある子どもや保護者への支援[82]として、公的な教育機関による支援に加え、フリースクールなどの民間施設との協力・連携により、多様な学びの場や居場所の確保が必要です。

また、本市では、「大津っ子未来会議～児童会・生徒会サミット～」[83]等により、いじめの未然防止に向けた子どもたちの主体的な取組の活性化を図ってきました。子どもの命を守ることを第一として、いじめ防止対策推進法[84]の規定にのっとり、積極的にいじめの認知を進めつつ、生徒指導力を向上させ、各学校の「いじめ防止基本方針」の共有、いじめ防止に向けた組織の構築[85]、いじめの未然防止につながる日常の教育活動の充実[86]、誰もが相談しやすい環境づくり等を学校、教育委員会及び市長部局が連携して二重三重の体制の下で、その対策等に取り組む必要があります[87]。

これらを踏まえ、今後も、各学校、教育支援センター及び関係機関等による包括的な相談・支援体制の充実が重要であり、個々の子どもの育ちや学校生活の状況等に応じたきめ細やかな指導や支援を行い、対象の子どもの在籍する校種が変わっても支援が途切れることがないよう福祉部局などの関係機関との連携が必要です。

○　本市の学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）については、平成２７年度に初めて２校が導入して以降、多くの学校において制度導入が進みました。令和５年度において導入している小学校及び中学校の割合は９６パーセントに達していることからも、家庭、地域及び学校による協働を通して子どもの育ちを支える意識の高まりとともに、目指す子どもの姿を共有した上での様々な活動の展開につながっていることが考えられます。今後はさらに、目指す子どもの姿の具現化に向けた熟議を通して、取組の輪を広げながら地域とともにある学校として、質的向上を図る必要があります。

また、地域において、子どもの健全な育成のために多くの地域関係団体[88]が活動していることから、地域行事への子どもの積極的な参加を促すとともに、学校における教育活動を広く保護者や地域住民に伝え、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、学校、家庭及び地域とが連携・協働して子どもの育ちを支える体制づくりを進めることが重要です。

○　子どもを対象としたアンケート[89]では、学級での交流や助け合い、学習規律、学校生活のルール、悩みごとの相談、学校施設の整備、防災等に関する意見があるとともに、「だれとでもあいさつできる」、「困ったことや悩みごとがあったとき、相談できる人や居場所がある」及び「教室やトイレがきれいで過ごしやすい」ことについて「とくに大切だ」とする児童生徒の割合が高いこと、教職員の参画を伴うプロジェクト会議では、これらに加えて組織的な体制の重要性への意見があったことから、広く学校生活に関して、人とのつながりや相談体制などの視点にも留意する必要があります。

⑵－２　施策体系

基本方針２における施策は、次の５項目とします。

なお、第３期基本計画の期間中の成果と課題として、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築、教育環境の整備のほか、学校夢づくりプロジェクト等を通して、自律的な学校づくりが進展しつつある一方で、全国的な傾向と同様に不登校の児童生徒数は増加しているという課題があり、子どもを対象としたアンケートにあっては悩みの相談について、教職員の参画を伴うプロジェクト会議にあっては、組織的な体制についての意見がありました。

これらを踏まえ、基本方針２「すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」に基づき、組織的な体制の強化を行うものとして、第１項「学びを支える学校体制づくりの推進」に特に注力して取り組みます。加えて、個々の子どもの状況に応じた多様な支援体制等により、より一層の一人ひとりに寄り添った適切な支援の充実を行うものとして、第４項「きめ細やかな支援・相談体制の充実」に特に注力して取り組みます。

① 学びを支える学校体制づくりの推進
② 安心・安全な環境整備の推進
③ 教職員の資質向上
④ きめ細やかな支援・相談体制の充実
⑤ 家庭・地域・学校の協働の充実

⑵－３　指標

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査において学校生活に関わる質問項目※1に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和６年度　大津市（全国） 小学校　84.7%（84.8%） 中学校　83.7%（83.8%） ※１　質問項目　「学校に行くのは楽しいと思いますか」				
子ども：2.42 保護者：2.27	子ども：2.43 保護者：2.28	子ども：2.44 保護者：2.29	子ども：2.45 保護者：2.30	子ども：2.46 保護者：2.31
子ども・保護者による学校評価の評価点 （アンケート調査により確認）※令和２年度から令和５年度までの４年間平均 子ども 2.39　保護者 2.22（3 点満点）				
全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問調査において学校生活に関わる質問項目（「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」）に肯定的な回答（「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」）をした児童生徒の割合 令和６年度　大津市（全国） 小学校　73.3%（67.1%） 中学校　72.0%（67.5%）				
小学校：31.6 時間 中学校：39.6 時間	小学校：30.1 時間 中学校：37.6 時間	小学校：28.6 時間 中学校：35.6 時間	小学校：27.1 時間 中学校：33.6 時間	小学校：25.6 時間 中学校：31.6 時間
教職員の在校等時間の減少（全教職員の月平均時間外在校等時間数の削減） ※令和５年度　小学校：月平均 33.1 時間　中学校：月平均 41.6 時間 （小学校・中学校ともに毎年 5%の削減を目標とする。小学校：-1.5 時間　中学校：-2 時間）				

⑶ 基本方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す

保護者の子育てに関する学習機会や情報提供、相談活動などの保護者に寄り添った支援により、家庭教育を支えるとともに、地域全体で子どもを育てる機会の充実に努めます。また、生涯学習として、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られるよう多様な学習機会を提供するなど、学び支え合う人材を育成するとともに、生涯にわたって運動やスポーツ等に親しむことのできる機会の提供により、心身の健康の増進等を図ります。さらに、大津の歴史や文化などの社会教育における学びなどの機会の創出により、誰もが文化等に親しみ、心豊かで潤いある地域社会づくりにつなげます。

⑶－１　現状、課題及び取組の必要性

○　第３期基本計画の期間中[90]には、子育て講座などの子育て関連事業において、保護者満足度について一定の成果が見られました。本市の幼稚園、保育園、子育て総合支援センター等において、計画的に子育て支援を進め、園での子育て講座や絵本の貸出しを通して、絵本に触れる機会の創出及び家庭での読書環境[91]づくりにつながるように努めてきました。

地域コミュニティの希薄化が懸念される中、家庭を取り巻く状況や子育てを支える環境も大きく変化してきており、仕事と子育ての両立の難しさなどの様々な要因を背景として、家庭をめぐる問題も多岐にわたっています[92]。親子が共に学び、育ち合う家庭教育を地域全体で応援するため、保護者が安心して子育てや家庭教育ができるよう、地域全体で考え、保護者に寄り添った支援の充実が必要です[93]。

○　本市における地域人材を活用した実践の一例として、幼稚園や保育園等においては人と関わる力の育成を図り、子どもたちの遊びや生活が豊かになる環境づくりや地域との触れ合いを進めてきました。

家庭を取り巻く環境が変化[94]する中、子どもたちが、地域社会との様々な関わりを通じて活動できる居場所づくりや関係機関との連携を進め、地域学校協働活動をより一層推進するなど、幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもを育てる機会の充実に努めることが重要です。また、地域とのつながりを大切にして家庭が安心して子育てができる環境を整えるなど、福祉部局との連携が必要です。

○　本市では、大津に関する学習を通して、地域への関心を高め、地域を愛する心を育み、地域づくりに貢献する人（大津人(おおつびと)）を育てるため、「大津人（おおつびと）基礎講座・大津人実践講座」を開催し、地域の現状・課題に対して「気付き」とともに、受講生同士の「仲間づくり」を行い、地域のために行動できる人材の育成を図ってきました。また、「人権を考える大津市民のつどい」などの地域の実情に応じた継続的な取組等を行うとともに、人権を守る大津市民の会が中心となって、人権啓発紙「わたしと人権」の作品募集や発行、入賞作品展、街頭活動等を行うなど、人権意識の高揚に努めてきました。図書館においては、子どもの成長段階に応じた資料提供や移動図書館による出前特別巡回等を進めてきました。

社会教育による学びを通じて人々のつながりや関わりを作り出すなど[95]、協力し合える関係の素地をつくることは、持続的な地域コミュニティの基盤となることから、これからの生涯学習・社会教育として、一人ひとりの生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場の提供が重視されています[96]。学習機会の充実とともに、学習成果の活用支援を推進することで、生涯にわたり学び支え合う人材を育成することが必要です。

○　本市の「スポーツ推進委員」は、地域でのスポーツ活動を支える活動[97]を実施するとともに、各学区への出張型ボッチャ事業を実施するなど、生涯健康づくりとスポーツの推進に向けた取組を進めてきました。

生涯にわたって運動やスポーツに親しむことにより、心身の健康の増進や体力の向上を図ることが重要です。子どもからシニア世代まで、それぞれのライフステージにおいて、自らの意欲や健康状態に応じた運動やスポーツを楽しむことができるよう、機会の提供に努めることが求められます[98]。

○　本市では、国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財根本中堂回廊などの指定文化財の保存修理・管理への支援等を行うほか、大津市歴史博物館による「れきはく講座」において大津絵・花押ワークショップなどの体験講座を開催してきました。

「湖都大津」は、悠久の歴史と豊かな文化資源を有しており、市民の文化活動が活発に営まれています。歴史や文化などの社会教育における学びや活動の機会の創出により、誰もが文化に親しみ、心豊かで潤いある地域社会づくりとともに、市民意識の醸成につなげていくことが求められます[99]。

○　子どもを対象としたアンケート[100]及び教職員の参画を伴うプロジェクト会議では、地域の方との交流、地域行事への参加、伝統について知る機会等に関する意見があったことから、広く地域社会における関わりを通して学び支え合うことなどの視点に留意する必要があります。

⑶－２　施策体系

基本方針３における施策は、次の５項目とします。

なお、第３期基本計画の期間中の成果と課題として、子どもを育てる環境づくりの必要性に加えて、地域コミュニティの希薄化への懸念があるとともに、子どもを対象としたアンケート及び教職員の参画を伴うプロジェクト会議においては、広く地域社会における関わりを通して学び支え合うことについての意見がありました。

これらを踏まえ、基本方針３「ともに学び支え合う社会の実現を目指す」に基づき、共生社会の実現につながる更なる社会教育における学びや活動の機会の創出を目指し、第３項「生涯にわたり学び支え合う人材の育成」に特に注力して取り組みます。

① 家庭教育の充実
② 地域全体で子どもを育てる機会の充実
③ 生涯にわたり学び支え合う人材の育成

④ 健康づくりと生涯スポーツの推進

⑤ 大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実

⑶－３　指標

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
86%	87%	88%	89%	90%
子育て講座の保護者満足度の増加 （子育て講座アンケート調査により「満足」（５段階中最も良い評価）と回答した率） ※令和６年度　85%				
2,900 人	3,100 人	3,300 人	3,500 人	3,700 人
市民の主体的な学び（出前講座利用者数）の増加 ※基準値　2,694 人（令和５年度）				
前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
市民の主体的な学び（出前講座利用者数）の満足度の増加 ※基準値　72%（令和５年度）				
５件	５件	５件	５件	５件
地域学校協働活動本部数の増加 ※基準値　２件（令和５年度）				

第３期基本計画と本計画の比較

【第３期基本計画の施策体系】

基本理念	基本方針	重点アクション	施策項目
新しい価値と可能性を追求する大津の教育 ～多様性を尊重し自立する人～	**①次代を生き抜く力を育みます【学校教育】**	将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ	①主体的に学び続ける力を育む教育の推進 ②よりよく生きる心の教育の推進 ③人生１００年時代の体をつくる教育の推進 ④感性豊かでふるさとに愛着を持てる教育の推進 ⑤超スマート社会のニーズに対応できる教育の推進（次世代教育の推進）
	②子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます【学校教育】	安心して学べる学校づくり	①いじめ防止対策の総合的な推進 ②不登校対策と多様なニーズに合わせた教育の充実 ③特別支援教育の充実 ④安心・安全な学校づくりの推進
	③次代を見据え大津の教育を活性化する教育改革を行います【学校教育】	子どもと市民に信頼される学校づくりと教職員の資質向上	①主体的で自律した学校の創造 ②学校教職員の資質の向上と人材育成 ③社会に開かれた学校、産官学民連携の推進 ④持続可能な社会に対応する教育への変革
	④社会全体で子どもを育てます【家庭教育】【社会教育】【学校教育】	家庭教育と家庭・地域・学校の協働の充実	①家庭・地域の教育力の向上 ②子どもを育てる環境づくりの推進 ③「チーム学校」の推進
	⑤共に生きる地域づくりのための社会教育を推進します。【社会教育】	持続可能な地域づくりを担う人材の育成	①主体的に学び、行動できる人材の育成 ②大津の歴史と伝統、文化を次代に継承する学習機会の充実 ③市民の健康づくりと生涯スポーツの推進 ④思いやり・助け合いの心の醸成

【本計画の施策体系】

基本理念	基本方針	施策項目
一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育	**基本方針１ 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む**	①確かな学びと可能性を引き出す教育の推進 ②豊かな心を育む教育の推進 ③健やかな心身を育む教育の推進 ④社会に対応できる教育の推進 ⑤郷土への愛着を育む教育の推進
	基本方針２ すべての子どもが安心して学べる教育を推進する	①学びを支える学校体制づくりの推進 ②安心・安全な環境整備の推進 ③教職員の資質向上 ④きめ細やかな支援・相談体制の充実 ⑤家庭・地域・学校の協働の充実
	基本方針３ ともに学び支え合う社会の実現を目指す	①家庭教育の充実 ②地域全体で子どもを育てる機会の充実 ③生涯にわたり学び支え合う人材の育成 ④健康づくりと生涯スポーツの推進 ⑤大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実

第４章　施策体系

基本方針ごとの具体的な施策は、次のとおりです。

１　基本方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む

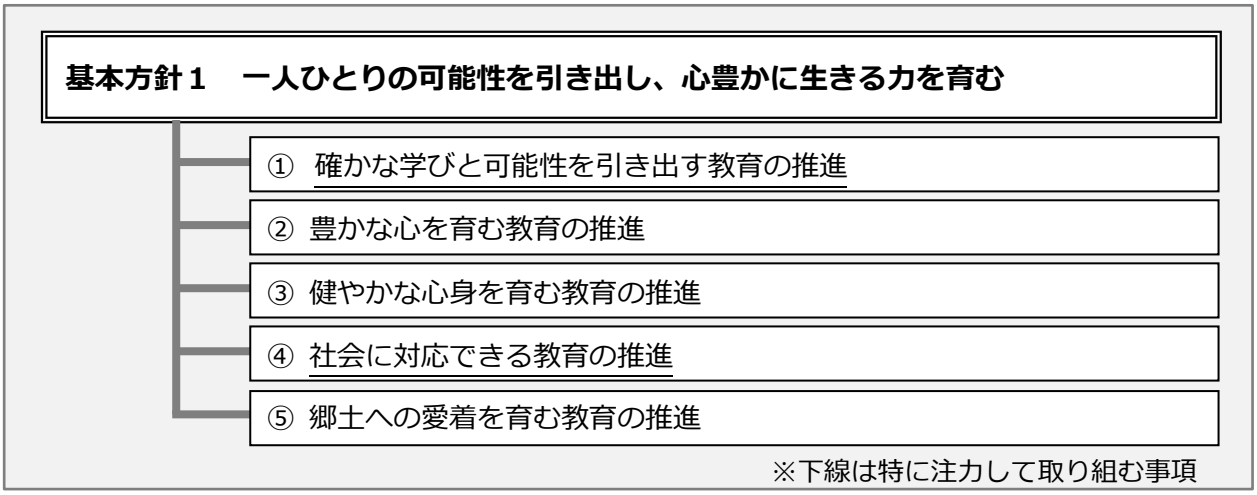

１－①　確かな学びと可能性を引き出す教育の推進

■方向性■

一人ひとりの可能性を引き出すために、幼児期の教育・保育は「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されたねらいが達成されるよう、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本に、施設間の連携を推進します。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、小学校以降の教育との円滑な接続に努めます。小学校及び中学校においても、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の学習指導要領に示される資質・能力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、ＩＣＴ機器の効果的な活用、小学校における教科担任制・チーム担任制などの指導体制の工夫、読書活動の充実などの確かな学びと可能性を引き出す教育を推進します。

■取組の内容■

⑴　幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育・保育を推進します。

・幼児は安定した情緒の下で十分に自己を発揮し、発達に必要な体験を得ていくものであることを踏まえ、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されることを支えます。

・幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う学習であることを踏まえ、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力の基礎」及び「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力を、遊びを通して総合的に育成します。

・幼児の生活経験がそれぞれ異なること等を踏まえ、一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行います。

⑵　学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を展開し、子どもの学びを質的に高めます。

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教職員による一方向からの講義型の授業から、児童生徒が学びの主体として仲間とともに協働的に学ぶ授業へと転換を図るための授業改善を進めます。

・児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じたきめ細かな指導・支援を行います。

・学習の振り返りの充実や補充学習の機会の設定等により、基礎・基本の定着を図ります。また、家庭における学習習慣の定着につながるよう、発達段階に応じた家庭学習の工夫を図ります。

・自校の全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習状況等を踏まえ、課題解決のための具体策を立案し、各学校において共通理解の下、組織的な学ぶ力の向上を図ります。

・小学校においては、専科指導や学級担任間の交換授業を推進し、教科担任制やチーム担任制などの指導体制の工夫により、専門性の高い教科指導とともに、児童への多面的な理解に基づく指導・支援につなげます。また、中学校においても、教科間や学年間の連携を図り、校内研究の充実や教科の枠を越えた指導方法の工夫に取り組みます。

・デジタル教科書やオンライン教材などの活用を進めるとともに、学習の目的や内容に応じてＩＣＴを効果的に活用した授業を推進します。

・学校図書館の充実のため、学校司書や図書ボランティアとの連携を図るとともに、朝読書等における読書活動を推進し、子どもの興味や関心、知的好奇心及び言葉の力を育成します。

・指導主事による学校訪問や指導力の向上に資する研修等を充実させ、各学校における学ぶ力の向上の推進を支援します。

⑶　自分の考えや意見を表現し、互いに認め高め合える関係づくりを進めます。

・「笑顔輝く大津の教育を目指して」に示す３つのステップを踏まえ、温かい眼差しで子どもの良い点や可能性を伸ばすとともに、つまずきや不安などの理解に努め、一人ひとりの成長をきめ細かく支援します。

・多様な個性を尊重し合う共感的な人間関係の中で、自分の考えや意見を表現し、認め合い、成長を実感することを通して、自己肯定感を高め、「学びに向かう力、人間性等」の育成につなげます。

⑷　学びのつながりを大切にした教育を推進します。

・中学校区を中心とした子ども同士や授業・保育公開などによる教職員同士の交流により、育てたい資質・能力の系統性に基づいた幼児期と学齢期の円滑な接続と連携を図ります。

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期と学齢期の接続期カリキュラムの作成や互いの子どもの姿の共有から架け橋期の学びをつなぐ連携を推進します。

・小学校及び中学校間の連携を進め、総合的な学習の時間を始めとした教科などの一貫カリキュラムの作成を進めます。

■主な事業等■

□　幼児期の教育・保育の充実（幼保支援課）

□　「主体的・対話的で深い学び」に関する研究などの推進（学校教育課）

□　全国学力・学習状況調査の分析（学校教育課）

□　デジタル教科書、タブレット端末などのＩＣＴ機器の整備及び授業における効果的な活用の推進（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）

□　読書活動の推進（学校教育課、生涯学習課、図書館）

□　小・中学校への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置事業（学校教育課）

□　科学の子育成事業（科学館）

□　校園種間連携の推進（幼保支援課、学校教育課）

□　教職員の指導力の向上に係る研修及び学校訪問（教育センター、学校教育課）

１－②　豊かな心を育む教育の推進

■方向性■

幼児期にふさわしい生活を展開する中で、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、自己肯定感・自尊感情を育み、自立心や協働性、やりぬく力などの非認知能力を育成し、小学校以降の教育につないでいきます。小学校及び中学校においても、すべての教育活動を通して、他人を思いやる心や、自他の命や人権、多様性を尊重する心、正義感や公平性を重んじる心などの子どもの人格の形成と社会的自立及び共生社会の実現に向け、子どもの豊かな心を育みます。

■取組の内容■

⑴　子どもの人格の形成と社会的自立及び共生社会の実現に向け、子どもの豊かな心を育みます。

- 幼児期において、子どもが、他者とのより良い関係の中で、自らを表現し、認められ、成長を実感することで、自己肯定感・自尊感情を育みます。
- 児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、学校園の教育活動を推進し、子どもの権利や利益が尊重される社会の実現につなげます。
- 教職員が豊かな人権感覚と正しい認識を持ち、学校園生活のあらゆる場面で人権教育を推進します。
- 「特別の教科　道徳」を要として、すべての教育活動を通して、児童生徒が自己の生き方を考え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進します。
- 現代的な人権課題を含め、あらゆる差別や偏見をなくすとともに、生命を尊重し互いを認め合う人権教育を推進します。
- 特別な支援を要する子どもなどの個の多様性を尊重し、互いに認め合う共生社会の実現に向けた教育・保育を推進します。
- 人権週間やいじめ防止啓発月間を始め、日々の学校生活の中で、子どもたちが主体的に考え、行動する機会や、車椅子体験、異年齢交流などの体験的な学習を通して、人権意識の高揚と実践力の育成に努めます。
- 道徳教育の授業参観や地域と連携した人権学習等を通して、家庭、地域及び学校が連携し、子どもの道徳性及び人権意識を育むことに努めます。
- 子どものコミュニケーション力や感情を調整する力などの良好な人間関係を構築するためのソーシャルスキルを育む学習に取り組みます。
- 音楽科や図画工作科、美術科等において、地域人材による授業等を活用しながら、文化や芸術等への関心及び意欲を高め、子どもの感性や創造力、文化的・芸術的素養を育みます。
- 植物の栽培活動による学習等の地域の環境を学ぶ機会を通して、生命や自然の大切さに気付き、自然愛護や環境問題について主体的に考え、行動する力の育成につなげます。
- 豊かな心を育むための指導力の向上に資する教職員の研修を推進します。

■主な事業等■

- □　幼児期の教育・保育の充実（幼保支援課）
- □　道徳教育の充実（学校教育課）
- □　人権教育の充実（学校教育課、生涯学習課）
- □　特別支援教育の充実（学校教育課）
- □　校園種間における連携の充実（学校教育課）

１－③　健やかな心身を育む教育の推進

■方向性■

心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を目指し、学校における体育学習や保健教育、学校保健、食育等を充実させることにより、子どもたちの心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

■取組の内容■

⑴　運動やスポーツの楽しさや心地良さを実感し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育みます。

・児童生徒が、仲間とともに「できた」、「わかった」と実感し、主体的に運動やスポーツに親しむことができるよう、体育の授業改善を推進します。

・小学校体育連盟、中学校体育連盟等との連携を図りながら、児童生徒の体力及び運動やスポーツへの意欲の向上に向けた取組を進めます。

・部活動指導員などの活用や、複数校の合同による部活動、地域クラブとの連携等により、本市の地理的状況や学校の規模などの実情に応じた柔軟かつ段階的な部活動の地域移行を進めます。

・体育学習の指導力の向上に資する教職員の研修[101]及び授業研究を推進します。

・児童生徒が多様な運動やスポーツに親しむことができるよう、スポーツ関係機関や大学との連携を図ります。

⑵　心身の健康や望ましい生活習慣について、自ら考え実践できる資質や能力を育みます。

・運動や食事、睡眠などの生活習慣と心身の健康とのつながりや病気の予防について正しく理解し、生涯にわたる心身の健康の保持増進のために必要な実践的態度を養う保健教育の充実を図ります。

・がんに関する正しい理解とがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めるなど、がん教育の推進に取り組みます[102]。

・自らの歯や口腔の健康を考え、望ましい生活習慣を身に付けられるよう歯科保健指導などの取組を進めます。

・性、薬物、メンタルヘルスなどの現代的な健康課題の解決に向け、包括的な性や薬物乱用防止に関する指導等について、外部専門家との連携を図りながら、発達段階に応じた体系的な保健教育を研究・実践します。

・子どもの身体的及び心理的な不安や悩みに寄り添い、適切な相談及び助言が行えるよう、安心できる居場所としての保健室、気軽に相談できる保健室経営に努めます。

・定期健康診断の実施などの学校保健の円滑な実施に向け、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携を図ります。

・栄養教諭や食育指導専門員である「楽食プロモーター」による食に関する指導等や、地場産物を活用した給食の提供等により食育の充実を図り、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目指します。

・望ましい生活及び食生活について、学校保健委員会や保健だより等を通して保護者に啓発するなど、家庭と連携して子どもの心身の健康づくりに努めます。

■主な事業等■

- □ 子どもの体力の向上に係る取組の推進（学校教育課）
- □ 体育科教育の研究と研修（学校教育課）
- □ 部活動及び地域移行の推進（学校教育課）
- □ 定期健康診断事業（学校教育課）
- □ 保健教育及び健康教育の充実（学校教育課）
- □ がん教育の推進（学校教育課）
- □ 歯科保健に関する事業（学校教育課）
- □ 食育の推進（学校教育課）
- □ スクールカウンセラーの活用[103]（教育支援センター）

１－④　社会に対応できる教育の推進

■方向性■

現代的な諸課題に対応し、自分らしい生き方や自己実現のため、また、社会を構成する一員として主体的に参画するために必要な資質・能力を育成します。その際、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、産官学民との連携、協働等により、教科横断的な学び及び体験的な学びの充実を図ります。

■取組の内容■

⑴　変化の激しい社会の中で、より良い人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を育みます。

・各学校の特別活動[104]における学級活動、児童会活動、生徒会活動等において、児童生徒が主体的に意思決定して実践するなどの機会の充実を図り、主体的な社会参画につなげます。

・「チャレンジウィーク」などの職場体験等を通して、将来の予測が困難な時代にあっても、児童生徒が、自分の未来と学ぶこととのつながりを見通しながら、自分らしい生き方や自己実現のための素地を養い、社会的自立を含め、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成するキャリア教育を推進します。

・社会の形成者として主体的に参画する態度を養うとともに、他者と協働しながら社会や地域の課題解決を担うことができる力を身に付けられるよう発達段階に応じた主権者教育に取り組みます。

・将来の自立した社会生活やより豊かな生活づくりに向けて、主体的に行動できるよう消費者教育[105]や金融教育に取り組みます。

・我が国や郷土の伝統や文化に対する関心・理解を深め、尊重するとともに、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、相互理解に基づく多文化共生の視点に立って、国際社会の一員として主体的に行動できる態度や能力を育む教育に取り組みます。

⑵　情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、デジタル社会に主体的に参画できる能力を育みます。

・情報を主体的に捉え、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくための学習の基盤となる情報活用能力を育成します。

・プログラミング教育を通して、論理的思考を育みます。

・学習活動において必要に応じて情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりできる力を育みます。

・児童生徒用教材「ＧＩＧＡワークブックおおつ」等を活用し、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含め、発達段階に応じた情報モラル教育を充実させるとともに、情報活用能力を育成します。

・家庭においてスマートフォンやＳＮＳ等の使い方について話し合い、ルールを決めるなど、子どもが安心、安全に情報を利活用できるよう、保護者への情報モラルに関する周知及び啓発に努めます。
・授業における他校とのオンラインによる交流や、家庭学習におけるオンライン教材の活用等を通して、ＩＣＴの効果的な活用を推進します。
・各教科における資質・能力の育成に資するＩＣＴの効果的な活用の実現等に向けて、各学校の「情報化リーダー」を中心とした各学校における授業研究、学校訪問による指導助言、研修等を推進します。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、産官学民の連携、協働等により、現代的な諸課題に関する教科横断的及び体験的な学びを推進します。

・企業や地域団体などとの産官学民の連携、協働等により、学校外の多様な担い手による学びの提供等を進めます。
・教科などの学習を通じて身に付けた力を統合的に活用した教科横断的な学びにより、現代的な諸課題[106]に対応していくための言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
・体験的な学習活動等を通して、学んだことの意義を社会における関わりとの中で実感できる学習活動を充実させます。

■主な事業等■

□　プログラミング教育の研究・推進（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）

□　学校ＩＣＴ環境整備事業（学校ＩＣＴ支援室）

□　ＩＣＴの効果的な活用に関する授業研究（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室、教育センター）

□　中学生チャレンジウィーク事業及びキャリア教育の推進（学校教育課）

□　主権者教育、消費者教育、国際理解教育などの推進（学校教育課）

□　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた教育活動（学校教育課、児童生徒支援課）

□　大学、民間企業等との連携推進（学校教育課、教育センター）

□　地元の企業を知り、職業観・勤労観を醸成するためのキャリア教育[107]（商工労働政策課）

□　体験活動の充実（学校教育課）

□　学校支援総合推進事業（学校教育課）

１－⑤　郷土への愛着を育む教育の推進

■方向性■

大津の豊かな自然を生かした体験、環境学習、歴史・文化の学習等を通して、地域社会の一員として、地域への愛着を高めながら、社会に参画する態度を育てます。

■取組の内容■

⑴　大津の自然、歴史や文化等に触れることにより、文化的素養、知的好奇心、感性、郷土への愛着などの豊かな人間性を育みます。

・各教科や総合的な学習の時間等[108]において、自然や歴史、文化、暮らしなどの地域を題材とした「見る・聞く・触れる」などの体験的な学習等を通して、教科横断的な学びを展開します。

・社会科副読本「わたしたちの大津」を活用した授業を通して、地域への愛着の醸成につなげます。

・本市の文化施設の積極的な活用、本市の歴史、文化等を題材とした子ども対象の講座や出前授業、学習教材などの作成等により、大津の豊かな歴史や文化等に対する愛着を高めます。

・葛川ふるさと体験学習やびわ湖フローティングスクールなどの宿泊体験学習等により、葛川や琵琶湖の豊かな自然の中で仲間と生活しながら学ぶことを通して、自然への理解などの環境学習を進めるとともに、良好な関係づくりや社会性の育成につなげます。

⑵　地域社会の一員として、社会参画の意欲を高めます。

・地域貢献等を通して、社会に参画する態度を育てるとともに、広く他の地域や社会における様々な文化や価値を尊重するなど、多様性の理解や社会貢献の精神等を育てます。

■主な事業等■

□　環境学習の推進（学校教育課、環境政策課）

□　体験活動の充実（幼保支援課）

□　体験的学習推進事業（学校教育課）

□　葛川ふるさと体験学習（葛川少年自然の家）

□　子ども向けワークショップの開催（歴史博物館）

□　歴史及び文化に関する学習での連携・協力（歴史博物館）

□「わたしたちの大津」（小学生向け副読本）の編纂（教育センター）

□「大津市の歴史文化」（中学生向け副読本）普及啓発事業（文化財保護課）

□　歴史文化魅力発見に向けたブロック別副読本の作成（文化財保護課・歴史博物館）

□　青少年の地域ふれあい体験活動及び地域あいさつ運動の実施（子ども・若者政策課）

□　親子伝統文化体験事業（文化振興課）

□　古代体験学習（火おこし等）の開催（埋蔵文化財調査センター）

2　基本方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する

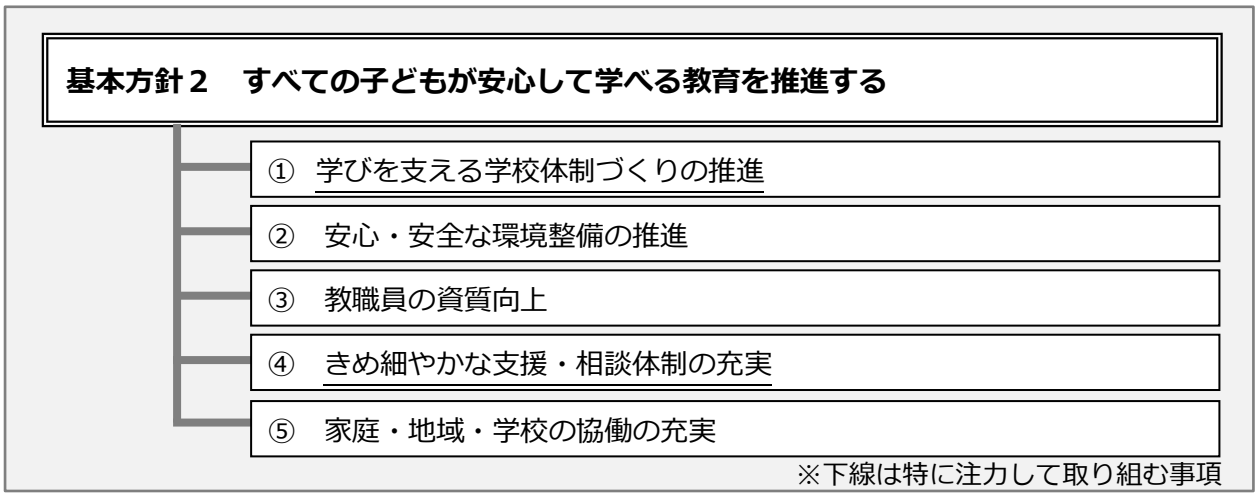

２－①　学びを支える学校体制づくりの推進

■方向性■

各学校において、地域の特色等を踏まえた教育目標[109]の実現や、多様化・複雑化する教育課題への対応に向けて、学校内外の人的・物的資源の組織的・機能的な活用[110]や、心理、福祉、医療、法律などの外部専門家との連携などの「チーム学校」の視点に立った学校組織マネジメントを推進し、子どもの成長を重層的に支えます。

■取組の内容■

⑴　学校組織マネジメントの充実を図ります。

・子どもたちと教職員、子どもたち同士の関係づくりや、ともに育ち学び合う場づくりを充実させます。
・各学校において、子どもや学校、地域の特色を踏まえた教育目標の実現や、多様化・複雑化する教育課題へ対応するため、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、学校内外の連携などの「チーム学校」の視点に立った学校組織マネジメント等を推進します。
・子どもや保護者、地域関係者等による学校評価を行い、教育活動の改善を図ります。
・「学校夢づくりプロジェクト」等を通して、学校の特色を生かした自律的な学校づくりを推進します。
・学校だよりや学校ホームページの活用により、学校の教育活動の積極的な周知に努めます。
・教育長及び教育委員によるスクールミーティングを実施し、学校現場の現状や課題を把握し、方向性等を検討します。

⑵　「チーム学校」としての支援体制の強化を図ります。

・各学校における子ども支援コーディネーターを中心とし、子どもの課題に幅広く寄り添う組織的な支援体制を充実させます。

・各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とし、専門職との連携によるアセスメントや個別の指導計画の活用等により、特別な支援を要する児童生徒への組織的な支援体制の充実を図ります。
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門医等の多様な専門職や関係機関等との連携による「チーム学校」としての支援体制を強化し、必要に応じてスクールロイヤーなどの専門家を派遣することなどにより、子どもを重層的に支えます[111]。
・経験豊かな学校管理職ＯＢなどの活用を含めた多様な専門職との連携を推進します。

⑶　学校組織マネジメント及び様々な教育課題に関する教職員の研修[112]を充実させます。
・関連する知見の共有及び蓄積に努めます。
・学校や関係機関等とのネットワークの構築等を図ります。

■主な事業等■

□　教職員研修（教育センター）
□　管理職のマネジメント力向上に関する研修（教職員室、教育センター）
□　スクールミーティングの実施（教育総務課）
□　学校支援総合推進事業（学校教育課）
□　学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）
□　地域学校協働活動の推進（生涯学習課）
□　学校評価の実施と結果を反映した改善等（学校教育課）
□　学校ホームページ等による情報提供（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室）
□　特色ある教育課程の編成（学校教育課）
□　スクールカウンセラーの配置と活用[113]（教育支援センター、児童生徒支援課）
□　弁護士などの専門家による授業の実施（児童生徒支援課）
□　子ども支援コーディネーターの専任配置（児童生徒支援課）
□　事案対応に係る外部専門家の派遣（児童生徒支援課）

２－②　安心・安全な環境整備の推進

■方向性■

子どもたちの学習や生活の場である学校の安心・安全を確保するため、適切な施設の改修、維持管理等により、教育環境の向上を図ります。また、学校の管理下において、事件、事故、災害等[114]が発生した場合の対応について、子どもの安全を最優先にした対応を進めます。

■取組の内容■

⑴　安心・安全な教育環境の向上を図ります。

・計画的な改修等により、教育環境の整備を進めます。

・災害時における避難所機能にも配慮した施設整備を進めます。

⑵　常に危機管理意識を持ち、子どもの安全を最優先に対応します。

・学校の管理下において、危険等が発生した場合の対応について、保護者や地域住民等と連携して子どもの安全を確保する体制づくりを進めます。

・災害などの非常変災時においては、学校の危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。

・子どもの発達段階に応じて、実践的な学習を含めた防災教育や安全教育を行います。

・登下校中の安全確保について、警察、道路管理者、スクールガード及び地域関係団体と連携し、通学路の安全対策等を講じます。

・体育館の空調設備の設置などの熱中症対策[115]の取組を進めます。

■主な事業等■

□　通学路管理事業（児童生徒支援課）

□　通学路安全施設整備事業（道路・河川管理課）

□　スクールガード関係（児童生徒支援課）

□　交通安全啓発[116]及び地域ぐるみの防犯体制の整備（自治協働課）

□　防災知識の普及（危機・防災対策課）

□　防災教育の推進（学校教育課）

□　学校園の施設整備（教育総務課、子ども・若者政策課）

□　事故防止のための補助（保育幼稚園課）

２－③　教職員の資質向上

■方向性■

子どもたちの学びを支える教職員は公教育の要であり、子どもたちへの教育の質に直結することから、高度専門職として教職の生涯を通じて学び続けることが求められています。その専門職性に資する研修などの充実により、質の高い教職員集団の形成につなげます。あわせて、より良い教育の実現に向けた学校における働き方改革が求められます。

■取組の内容■

⑴　教職員の研修などの充実により、教職員の資質向上を図ります。

・中核市として[117]、育成指標[118]に基づき、法定研修を始めとしたステージ研修、マネジメント研修、職務研修、スキルアップ研修及び若手教員や臨時的任用教員を対象とした要請訪問等を推進します。

・学びに関する高度専門職として、教育者としての使命感、専門性及び人間性の涵養等とともに、教科教育などの指導力等に関する専門職性に資する研究・教職員の研修等を推進します。

・いじめの未然防止や早期発見等[119]のための教職員の資質向上を図ります。

・不祥事防止のための研修等により、コンプライアンスに関する意識を高めます。

⑵　教職員の「個別最適な学び」及び「協働的な学び」[120]を支える仕組みの構築を図ります。

・校内研修やＯＪＴの推進により、子どもたちへのきめ細かな指導体制と多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成[121]を図ります。

・教職員の研修の対象、内容及び方法の工夫等の充実に努めます。

⑶　より良い教育の実現に向けた学校における働き方改革等を進めます。

・在校等時間の把握とその削減、業務改善、衛生委員会[122]等による健康保持を図ることにより、教職員がその専門性を最大限に発揮できるよう働き方改革を進め、子どもたちへのより良い教育の実現を目指します。

■主な事業等■

□　教職員研修事業（教育センター）
□　学校園教育研究委員会事業（教育センター、学校教育課、幼保支援課）
□　大学等との連携（教育センター、学校教育課）
□　教職員のＩＣＴ機器などの利活用の推進（学校教育課、学校ＩＣＴ支援室、教育センター）
□　教職員の働き方改革（教職員室、教育総務課）
□　ストレスチェックの実施（教職員室）
□　産業医の配置（教職員室）
□　衛生委員会の設置（教育総務課）
□　職員研修の充実のための補助（保育幼稚園課）

□　校務支援システムの保守・管理（学校ＩＣＴ支援室）

２－④　きめ細やかな支援・相談体制の充実

■方向性■

教育支援センターによる相談と支援を連動させた体制を始め、アウトリーチ型の支援及び「校内ウイング」による支援の充実等の「多様な支援体制を整えるとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添いながら子どもたちの社会的自立に向けた支援を進めます。

また、「子ども支援コーディネーター」や「特別支援教育コーディネーター」を中心とした合理的配慮の視点を含む支援体制の充実、アセスメント等における専門家との連携、保護者支援等を通して、各学校、教育支援センター及び関係機関による包括的な相談・支援体制の充実を推進するとともに、福祉部局との連携を図ります。

■取組の内容■

⑴　各学校、教育支援センター及び関係機関等による包括的な相談・支援体制[123]の充実を推進します。

・各学校における「校内ウイング」、教育支援センターにおける教育支援ルーム「ウイング」、在籍校や家庭を訪問して相談を実施するアウトリーチ型の支援、相談窓口、保護者への情報提供などの多様な支援体制を整えます。また、子どもの居場所や支援等が多様化している状況を踏まえ、フリースクールなどの民間施設との連携を図ります。

・各学校において子ども支援コーディネーターを中心とした組織的な体制の下、子どもの不安や悩み、課題に幅広く寄り添います。

・各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とし、アセスメントや個別の指導計画の活用等により、特別な支援を要する児童生徒への合理的な配慮の視点を含む組織的な支援の充実を図ります。

・巡回相談の実施や、学校生活支援員や医療的ケアに係る支援員の配置などの人的な支援を行い、学校の特別支援教育体制の充実を推進します。

・いじめ対策推進室において、フリーダイヤル、料金受取人払郵便、面談、メール等の多様な方法で相談できる窓口を設け、「おおつっこ相談チーム通信」の配布等を通じて相談窓口の啓発を行うことで、悩みを抱える子どもたちに対して、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。

・各学校、教育支援センターに加え、子ども発達相談センター、児童生徒支援課、学校教育課、少年センター、子ども・若者総合相談窓口等及び関係機関等による包括的な相談・支援体制を推進します。

⑵　多様な専門職や関係機関との連携等により、「チーム学校」としての支援の充実を図ります。

・スクールカウンセラーによる心理的ケアや、スクールソーシャルワーカーによる福祉的支援、専門医による医学的見地からの助言などの多様な専門職との連携・協働による複合的な支援を進めます。

・専門職との連携により、多面的なアセスメント・プランニングを強化し、不登校の未然

防止やいじめ事案の解消等につなげます。

・帰国した児童生徒、外国人児童生徒などの日本語指導等が必要な児童生徒[124]に係る日本語の習得などの支援を図ります。

⑶　子どもの命を守ることを第一として、学校、教育委員会及び市長部局が連携して二重三重の体制の下で、いじめ防止に向けた対策に取り組みます[125]。

ア　「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」に基づき、法の規定にのっとり、積極的にいじめの認知を進めます。

・すべての児童生徒を対象とした、未然防止につながる日常の教育活動の充実、いじめを生まない環境づくり、子どもがいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけを行う学校づくりを推進します。

・各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的な展開に向けた見直しと共有を進めます。

・学校内外の連携を基盤に実効的に機能するいじめ防止に向けた組織を構築します。

・いじめ防止のための生徒指導力[126]の向上を始めとして教職員の資質の向上を図ります。

イ　学校におけるいじめの未然防止、早期発見、迅速な対処等に努めます[127]。

・授業を始めとした学校での教育活動において、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供及び安心・安全な風土の醸成という生徒指導の実践上の視点を生かすことで、いじめが起きにくく、安心して児童生徒が過ごせる学校や集団づくりに努めます。

・全児童生徒を対象とした、いじめの未然防止につながる日常の教育活動として、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解する態度を育む人権教育等を推進します。

・「大津っ子未来会議～児童会・生徒会サミット～」等により、いじめの未然防止に関する子どもたちの主体的な取組の活性化を図ります。

・いじめの未然防止のための教育として、いじめをしない態度等を身に付けるための取組を道徳科や学級活動等において行います。

・いじめの早期発見対応として、日々の観察、アンケートや面談等により、いじめの兆候を見逃さないよう努め、予兆に気付いた場合には児童生徒の安全確保を何より優先した迅速な対処を進めます。

・継続的な指導等が必要な場合には、アセスメントに基づきいじめ解消に向けた組織的対応を行うとともに、保護者と連携した被害児童生徒への支援と心のケア及び加害児童生徒への成長支援を視野に入れた指導等を推進します。

⑷　支援対象の子どもが校種の移行期にあっても、支援が途切れることがないように、福祉部局など関係機関との連携を図ります。

⑸　きめ細やかな支援に資する教職員の研修[128]を推進するとともに、関連する知見の共有及び蓄積等[129]を図ります。

■主な事業等■

□　子ども支援コーディネーターの専任配置（児童生徒支援課）

□　教育相談事業（教育支援センター）

□　不登校支援に関する事業（教育支援センター）

□　特別支援教育に関する相談事業の充実（教育支援センター）

□　幼児期の特別支援教育（幼保支援課）

□　子ども発達相談事業（子ども発達相談センター）

□　相談しやすい多様な相談窓口の設置及び啓発（フリーダイヤル、料金受取人払郵便、面談、メール等）（いじめ対策推進室・児童生徒支援課・少年センター）

□　スクールカウンセラーの配置と活用　（教育支援センター、児童生徒支援課）

□　弁護士などの専門家による授業の実施（児童生徒支援課）

□　大津の子どもをいじめから守る委員会の開催・対応（いじめ対策推進室）

□　いじめ対応研修プログラムに基づく研修の実施（児童生徒支援課、教育センター）

□　いじめ事案のＡＩ（機械学習）による深刻化予測及びシステムの活用（児童生徒支援課）

□　第三者調査委員会による重大事態の調査（児童生徒支援課）

□　事案対応に係る外部専門家の派遣（児童生徒支援課）

□　いじめに関する重大事態再調査委員会の設置（再調査実施時）（いじめ対策推進室）

□　帰国した児童生徒、外国人児童生徒などの日本語指導等が必要な児童生徒への日本語指導の推進（学校教育課）

□　一般相談事業、思春期心理相談事業、無職少年等非行防止対策事業、非行少年等立ち直り支援活動及び学校支援アドバイザー派遣事業（少年センター）

□　子ども若者育成支援推進事業（子ども・若者政策課）

２－⑤　家庭・地域・学校の協働の充実

■方向性■

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を核としながら、子どもたちが地域社会での様々なつながりや関わりを通じて成長できるよう、家庭、地域及び学校が連携・協働し、地域とともにある学校づくりを進めます。

■取組の内容■

⑴　子どもが地域で活躍する機会の創出など、学校において地域の特色を生かした教育活動を進めます。

・地域の特色や良さを生かした創意工夫のある教育活動に取り組みます。

・地域社会の一員として、子どもの自主的な地域行事等への参画機会を生かし、子どもの地域貢献による自尊感情や成就感などの醸成につなげます。

⑵　家庭、地域及び学校が協働して子どもの育ちを支えます。

・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の趣旨を踏まえ、目指す子どもの姿を共有し、子どもの成長を支える体制の充実を進めます。

・ＰＴＡや保護者会、青少年学区民会議、民生委員・児童委員、補導委員などの地域関係団体と学校との日常的な連携を図り、子どもの健全育成を目指します。

・保護者や地域住民に対して、学校の教育活動を広く周知するなど、地域とともにある学校としての理解を深めます。

・図書ボランティアや登下校の見守りボランティアなどの学校をプラットフォームとして地域住民が集う機会を通して、子どもの成長を自身の生きがいにつなげることを目指します。

・子どもの健全育成及び非行防止を目的とし、地域、保護者、警察などの関係機関が連携して、街頭補導活動等[130]を推進します。

■主な事業等■

□　学校支援総合推進事業（学校教育課）

□　学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（学校教育課）

□　地域学校協働活動の推進（生涯学習課）

□　学校見守り活動の推進（児童生徒支援課）

□　街頭補導活動（少年センター）

3　基本方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す

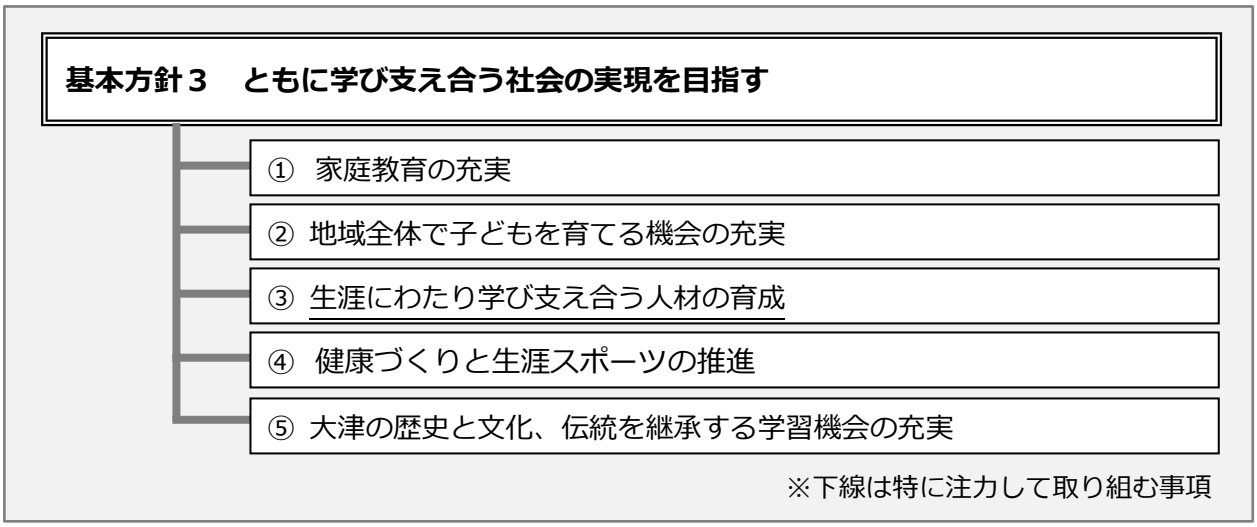

３－①　家庭教育の充実

■方向性■

家庭教育は、家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けていく上で重要な役割を果たしています[131]。親子が共に学び、育ち合う家庭教育を地域全体で応援するため、保護者の子育てに関する学習機会や情報提供、相談活動などの保護者に寄り添った支援の充実を図ります。

■取組の内容■

⑴　保護者[132]に寄り添った支援を進めます。

・保護者の子育てに関する学習機会や情報提供、相談活動等を推進します。

・就学援助制度などの家庭への経済的支援制度についての周知に努めます。

⑵　地域全体で家庭教育を支えます。

・幼稚園、保育園、子育て総合支援センター等において、計画的に子育て支援を進めます。

・園での子育て講座や絵本の貸出しを通して、絵本に触れる機会の創出及び家庭での読書環境づくりにつながるように努め、また、読み聞かせ[133]の大切さを伝え、子どもの読書習慣を育みます。

■主な事業等■

□　家庭教育推進事業（「おおつ家庭教育５か条」の啓発等）（生涯学習課）

□　子ども読書活動推進事業（生涯学習課）

□　母子健康教育（母子保健課）

□　子育て支援に関する事業（幼保支援課）

□　子どもの学習・生活支援事業（福祉政策課、生活福祉課）

□　養育支援訪問事業（子ども・子育て安心課）

□　児童手当支給事業（子ども家庭課）

□　児童扶養手当支給事業（子ども家庭課）

□　就学援助費事業（学校教育課）

３－②　地域全体で子どもを育てる機会の充実

■方向性■

子どもたちが、地域社会との様々な関わりを通じて活動できる居場所づくりや関係機関との連携を進めるなど、幅広い地域住民などの参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える環境づくりを推進していくことが重要です。次代を担う子どもたちについて、どのような資質・能力を育むのかという点に関し目標を共有し、地域全体で子どもたちを育てる機会の充実を図ります。

■取組の内容■

⑴　地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

・子どもたちが、地域社会との様々な関わりを通じて活動できる居場所づくりや、関係機関との連携を進めます。

・地域の課題解決に向けた連携等につながることから、地域学校協働活動を始め、幅広い地域住民などの参画を得ながら、子どもたちを地域全体で育てていきます。

・他都市における地域学校協働活動の先進的な取組の紹介や情報共有等を通して、地域の実情に応じた支援を進めます。

⑵　子育て家庭が、地域とのつながりを大切にして子育てができる環境を整えるなど、福祉部局との連携を図ります。

■主な事業等■

□　子育て地域活動支援事業（子育て総合支援センター）

□　地域子育て支援事業（保育園）（幼保支援課）

□　青少年の地域ふれあい体験活動、見守り活動及びあいさつ運動の実施（子ども・若者政策課）

□　児童館運営事業（子ども・若者政策課）

□　子どもの居場所づくり事業（子ども・子育て安心課）

□　公民館講座における子どもの居場所づくり事業（生涯学習課）

□　地域学校協働活動の推進（生涯学習課）

□　放課後児童健全育成支援事業（児童クラブ課）

３－③　生涯にわたり学び支え合う人材の育成

■方向性■

これからの生涯学習・社会教育として、一人ひとりの生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場の提供を推進することにより、社会教育による学びを通じた持続的な地域コミュニティの基盤づくりにつなげます。人権学習や啓発活動等を始め、学習機会の充実とともに、学習成果の活用支援を推進することで、生涯にわたり学び支え合う人材を育成します。

■取組の内容■

⑴　社会教育による学びを通じて人々のつながりや関わりを作り出すなど、協力し合える関係の素地をつくることにより、持続的な地域コミュニティの基盤の構築につなげます。

・生涯学習・社会教育として、一人ひとりの生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場の提供を推進します。

・「大津人（おおつびと）基礎講座・大津人実践講座」等を通して地域への関心を高めるなど、地域のために行動できる人材の育成を図ります。

・マルチライセンス型電子図書コンテンツの整備等により、図書館における資料整備及び機能充実を図ります。

⑵　人権学習や啓発活動等を始め、人権意識の高揚に努めます。

・「人権を考える大津市民のつどい」による地域の実情に応じた継続的な取組等を通して、すべての市民の人権が尊重される地域社会の実現に向け、本市と人権学習団体とが両輪となって、それぞれの役割において人権学習を推進します。また、市民運動としての輪を広げるために、構成団体の相互の主体性を尊重しながら人権啓発に努めていきます。

⑶　地域と連携しながら「学びと活動の循環」の促進を図ります。

・学習機会の充実とともに、学習成果の活用支援を推進し、生涯にわたり学び支え合う人材を育成します。

■主な事業等■

□　公民館又はコミュニティセンターにおける主体的な学びの推進（生涯学習課、自治協働課）

□　生涯学習センター管理運営事業（生涯学習センター）

□　北部地域文化センター管理運営事業（北部地域文化センター）

□　和邇文化センター管理運営事業（和邇文化センター）

□　大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会との協働による人権教育及び人権学習の推進（生涯学習課）

□　大津市熱心まちづくり出前講座の推進（生涯学習課）

□　大津市生涯学習推進会議主催事業の開催（生涯学習課）

□　地域学校協働活動の推進（生涯学習課）

□　協働のまちづくりの推進（自治協働課）

□　おおつ学大津人実践講座の開催（生涯学習課）

□　図書館資料整備事業（図書館）

□「地域『人権・生涯』学習推進協議会」への支援等（生涯学習課）

□「人権を考える大津市民のつどい」の共催（生涯学習課、人権・男女共同参画課）

□「人権を守る大津市民の会」による人権啓発の推進（生涯学習課、人権・男女共同参画課）

□　今日的な人権課題を内容とした教職員研修（教育センター）

□　地域と連携したいじめ防止市民フォーラムの開催（いじめ対策推進室）

３－④　健康づくりと生涯スポーツの推進

■方向性■

生涯にわたって運動やスポーツに親しむことにより、心身の健康の増進等を図ります。それぞれのライフステージにおいて運動やスポーツを楽しむことができるよう、機会の提供に努めます。

■取組の内容■

⑴　生涯にわたって運動やスポーツに親しむことにより、心身の健康の増進等を図ります。

・運動やスポーツに親しむことによる心身の健康の増進や体力の向上を推進します。

・子どもからシニア世代まで、それぞれのライフステージにおいて、自らの意欲や健康状態に応じた運動やスポーツを楽しむことができるよう、機会の提供に努めます。

⑵　地域でのスポーツ活動を支えます。

・市の「スポーツ推進委員」の活動として、ニュースポーツや障害者スポーツの普及拡大に向けて市民が気軽に参加できる大会やイベントの企画を進めます。

・地域におけるスポーツ活動として、各種団体への支援を行います。

■主な事業等■

□　生涯スポーツ推進事業（スポーツ課）

□　次世代のスポーツ推進事業（スポーツ課）

□　地域スポーツ活動推進事業（スポーツ課）

□　大津の特長を活かしたスポーツ推進事業（スポーツ課）

３－⑤　大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実

■方向性■

「湖都大津」は、悠久の歴史と豊かな文化資源を有しており、市民の文化活動が活発に営まれてきたことから、歴史や文化芸術[134]などの社会教育における学びや活動の機会の創出により、誰もが文化に親しみ、心豊かで潤いある地域社会づくりとともに、市民意識の醸成につなげていきます。

■取組の内容■

⑴　「湖都大津」の歴史や文化などの社会教育における学びや活動の機会の創出により、誰もが文化に親しみ、心豊かで潤いある地域社会づくりを推進し、市民意識の醸成につなげます。

・歴史博物館における「れきはく講座」などの幅広い層を対象としたワークショップなどの内容の充実を図ります。

・図書館における郷土資料の収集や機能充実に努めます。

・国宝延暦寺根本中堂、重要文化財根本中堂回廊などの文化財を次世代に良好な形で継承していくため、引き続き、市内の価値ある文化財などの保護を行います。

⑵　生涯を通して、異なる文化や多様性への理解と尊重、社会貢献の精神などの涵養につなげます。

■主な事業等■

□　歴史文化基本構想の周知及び取組の推進（文化財保護課）

□　未指定文化財の調査と指定（文化財保護課）

□　指定文化財の保存修理への財政補助（文化財保護課）

□　地域の歴史文化や生活文化を継承する文化祭等開催事業（文化振興課）

□　埋蔵文化財発掘調査現地説明会の開催（文化財保護課）

□　企画展・ミニ企画展の開催（歴史博物館）

□　れきはく講座の開催（歴史博物館）

□　調査報告書などの発行（文化財保護課、歴史博物館）

□　親子伝統文化体験事業（文化振興課）

□　発掘調査成果展（速報展）の開催（埋蔵文化財調査センター）

□　史跡遺跡の現地見学会の開催（埋蔵文化財調査センター）

□　地域の魅力再発見講座（文化財保護課、歴史博物館、埋蔵文化財調査センター）

第５章　計画の推進に当たって

１　教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局が所管する分野も含むため、大津市の組織が一体となって、施策の横断的、総合的な推進を図ります。

また、国や県の教育施策の状況、本市の最上位計画である大津市総合計画に基づく教育施策の進捗状況、関連計画の施策や事業の進捗状況等との整合を図り、本計画に定める施策の円滑な実施に努めます。

さらに、本計画に関わる施策の着実な実施に当たって、学校だけではなく、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動による取組も含め、家庭や地域の住民、企業・事業所、ＮＰＯなどの様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組み、それぞれの教育力を結集して社会全体で本計画を推進していきます。

２　計画の進行管理と見直し

本計画の推進に当たっては、ＰＤＣＡサイクルの考え方を踏まえ、指標に基づく進捗管理を行うとともに、本計画の推進に係る適切な事業経費配分にも充分に留意しながら、実効性のある計画推進に努めます。

また、施策や事業の評価を踏まえ、その結果を広く公表していきます。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や財政状況などの大津市の教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

さらに、国の制度や施策の変更、教育改革の動きに適切に対応していきます。

３　計画の周知等

計画の推進を図るためには、学校園や家庭、地域の参画も重要であることから、市民一人ひとりが主体となって、自らが学び、教育についての関心を高めていくとともに、相互に連携して社会全体で施策の推進に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市における教育の課題や基本理念、取組の内容等が共有できるよう、様々な機会を通じて関係者への周知を図ります。また、広報紙やホームページ等による積極的な情報発信を行います。

注

[1] いじめ防止対策推進法の定義に基づく。
[2] 児童生徒 100 人あたりの人数。文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。ここでの不登校の定義は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあって、年間 30 日以上欠席した者（ただし、病気や経済的理由等によるものを除く）。」。令和６年大津市教育委員会ＨＰ「大津市立小・中学校における令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。
[3] ここでの「いじめの疑い」はいじめかどうか確認できない事案を含む。大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」による。
[4] 中央教育審議会令和６年「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」。
[5] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[6] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[7] 深い学びは、「各教科等の見方・考え方」を働かせながら資質・能力を発揮させることにより育まれるとされる。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[8] 教科横断的に育成するものとして、情報リテラシーや情報モラルを含む。
[9] 定義等は、いじめ防止対策推進法に基づく。
[10] 「大津市子どものいじめの防止に関する条例」及び大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」に基づく。
[11] 大津市における教育支援ルーム「ウイング」は、大津市内在住の小学生または中学生を対象とし、心理的不安による不登校の状態が継続している場合の再登校や社会的自立に向けた支援を行う。令和６年大津市教育支援センターＨＰ。
[12] 文部科学省によれば、校内教育支援センター（本市の呼称は教育支援ルーム「校内ウイング」）は、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校の未然防止と登校復帰を支援するとしている。
[13] 「学校運営協議会制度。学校と保護者、地域が…（中略）…学校運営に意見を反映させること」であり、「地域とともにある学校づくりを進める仕組み」または「学校運営協議会を設置している学校」を指す。大津市令和４年「大津市生涯学習推進計画」。
[14] 多様な専門人材が学校に参画。中央教育審議会平成 27 年「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」。なお、令和５年第４期教育振興基本計画は「チーム学校」と表記。
[15] 必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことを指す。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[16] 「社会的自立」を目指す学びの在り方が、不登校の急増からも問われるとされる。文部科学省令和５年「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）」。
[17] 「幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が…（中略）…連携・協働して行う様々な活動」を指す。大津市令和４年「大津市生涯学習推進計画」。
[18] 育成を目指す資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」が示されている。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[19] 情操的なものを指しており、例えば道徳教育においては、道徳科の授業のみならず、学級活動、特別活動、総合的な学習の時間などの全教育活動を通して育成されるものを指す。
[20] 健康面に関するものを指しており、体育科教育保健分野で扱う心の発達に関する学習や、ソーシャルスキルトレーニング等を含む。
[21] 教科横断的な学び。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[22] 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においては「乳幼児期の教育及び保育」と表記。本計画本文中においては、文脈に応じて国第４期教育振興基本計画を踏まえ「教育・保育」と表記。
[23] 「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」及び「豊かな感性と表現」。文部科学省「一人一人のよさを未来へつなぐ－学校教育のはじまりとしての幼稚園教育－」。
[24] 全国学力・学習状況調査の結果については、大学と連携した分析。授業力向上研修会、研究発表大会、学

校訪問等、本市の学力に関する課題と手だてを周知。

[25] 「各教科等の特質」に応じた物事を捉える視点や考え方を指し、「各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたり、…（中略）…各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう過程」の重要性が指摘されている。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。

[26] 中央教育審議会令和３年「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」。

[27] 子どもたちの自己肯定感を高めるには、「教職員・保護者・地域の人々等が…（中略）…共感的理解と受容の姿勢を持つこと」が重要であるとされる。文部科学省令和４年「生徒指導提要」。

[28] 教科指導等におけるすべての子どもたちを対象とするいじめの未然防止につながる日常の教育活動の充実が重要であるとされる。文部科学省令和４年「生徒指導提要」。

[29] ５歳児から小学校１年生までの２年間を指し、スタートカリキュラム（幼保小の円滑な接続のための教育課程）の充実等が求められる。中央教育審議会令和５年「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実」。

[30] 就学前及び学齢期における学びのつながりの重要性については、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」に詳説。

[31] 「遊び」の意義は大津市・大津市教委「新大津市幼児教育・保育共通カリキュラム（令和５年）」参照。

[32] 「特別の教科　道徳」として教科化された。

[33] スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」。

[34] 令和３年改定「大津市スポーツ推進計画（改定版）」。

[35] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。

[36] 陸上記録会、チャレンジランキング等。

[37] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説体育編、同保健体育編。

[38] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編、

[39] 文部科学省令和４年「生徒指導提要」。

[40] 滋賀県産の湖魚（こあゆ、もろこ、びわます、わかさぎ、すじえび）や近江牛、大津市産の米等。

[41] ソフトボール部の合同部活動や大学と連携した美術活動等。

[42] 単なる狭義の職業教育ではなく、自他の多様性・特性等、自他への理解や、キャリアパスポートの理念（ポートフォリオなどの手法を活用した自身の変容の振り返り等）を基盤とした自己実現（自分らしい生き方を実現）に向けた援助や支援を含む。

[43] 自分らしい生き方や自己実現についての学ぶ進路学習の一環として、地域の事業所等にて約５日間職場体験を実施。

[44] 作家やアスリートなどの交流等。

[45] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編にて言及。

[46] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。

[47] ライフキャリアレインボー（生涯における役割の分化と統合の過程等を示したもの。D.E.スーパー。）等、キャリア発達（社会との相互関係を保ちつつ、自分らしい生き方を展望し、実現していく過程。）の視点を生かしながら進めるものとされる。文部科学省平成 18 年「キャリア教育推進の手引き」及び文部科学省令和４年「生徒指導提要」。

[48] 文部科学省平成１７年「初等中等教育における国際教育推進検討会報告～国際社会を生きる人材を育成するために～」においては「国際教育」として扱い、「『国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成する』ための教育」と定義している。学校教育法においては「…（中略）…進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などが示されている。

[49] 多様な他者から学ぶ機会を得る。地域との連携を含む。

[50] 県教委主催。小学校第５学年児童対象。学習船「うみのこ」にて宿泊体験学習し琵琶湖に学ぶ。

[51] 本市小学校第３・４学年児童対象。初版昭和 44 年。大津市教育センターによる。

[52] 令和６年５月閣議決定「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」、「大津市環境基本条例」及び「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」においても、環境に関する学習について言及あり。

[53] 教育基本法第２条（教育の目標）に「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が規定されている。

[54] 学校行事や総合的な学習の時間等として、各学校の目標や年間計画との関連を明確にしながら豊かな体験が充実するよう進める。学習指導要領（平成２９年告示）解説総則編。
[55] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編等から再編。
[56] こども基本法の趣旨を踏まえ、令和６年度６月実施。市立全小学校第５、６学年児童及び全中学校第１、２学年生徒対象。設問項目は令和６年２月実施の大津市子ども意見交流会（市立全小学校第５、６学年代表児童及び全中学校代表第１、２学年生徒対象。）での意見を踏まえて作成。
[57] 令和６年７月、１０月に実施。対象は第１章の４。
[58] 第２章注釈参照。定義、方針等は、いじめ防止対策推進法及び大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」に基づく。
[59] 第２章「３　第３期基本計画期間中の成果と課題」。
[60] 中央教育審議会令和６年「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」。
[61]「共感的で温かな人間関係を築くこと」は、いじめの未然防止につながる日常の教育活動の充実として位置付けられている。文部科学省令和４年「生徒指導提要」第３章。
[62] 令和３年度から大津市立小・中学校において実施。
[63] 本市立小・中学校に配置。子どもが抱える様々な課題に対し、生徒指導主事・主任とともに、情報を集約し、組織的対応を推進する。大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」。
[64] インクルーシブ教育などの各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。中央教育審議会平成 27 年「特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等について」。
[65] 学校園の諸課題を早期に把握し、迅速に対応するため、教育長・教育委員が現場に出向き、教員や子どもたちと直接意見交換等を行う。第３期計画参照。
[66] 子どもや保護者等による評価。
[67] 中央教育審議会令和３年「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」。
[68] スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等。
[69] 地域の方が通学路の見守り等を行うボランティア。
[70] 文部科学省令和４年「第３次学校安全の推進に関する計画」及び令和５年「通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）」。
[71] 文部科学省令和４年「第３次学校安全の推進に関する計画」。「大津市災害等対策基本条例」。
[72] 中核市が設置する小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員の場合、研修実施者及び指導助言者は、当該中核市の教育委員会とされる。中核市以外の場合（市町村が設置する中等教育学校を除く）は任命権者。教育公務員特例法第二十条による。なお、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（令和４年改正）第五十九条（中核市に関する特例）による。
[73] 教育公務員特例法第二十二条（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）。研修実施者は指標を踏まえ、計画を定めることが規定されている。
[74] 初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修。
[75] 内閣府「学校や教員の役割の変化」。
[76] 中央教育審議会令和６年「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」。
[77]「（略）…自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」第九条。
[78] 中央教育審議会令和６年「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」。
[79] 教育支援センターは、「支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や…（中略）…相談窓口」などの総合的な拠点として、「不登校児童生徒や保護者を支援につなげる」、「保護者が必要とする情報を提供する」、子どもたちを「様々な学びの場や居場所につなげる」などの機能を果たす。文部科学省。
[80] 文部科学省令和５年「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）」。
[81] 文部科学省令和５年「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（通知別紙）」。
[82] 第３章「２　基本方針（３）」及び第４章基本方針３－①②参照。
[83] 各小・中学校の児童会・生徒会によるいじめの未然防止についての意見交流会。

[84] 平成２５年。
[85] 組織の構成メンバーは、「校長、副校長や教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター等から、学校の規模や実態に応じて決定」し、「心理や福祉の専門家であるＳＣや ＳＳＷ、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加えることで、多角的な視点からの状況の評価や幅広い対応が可能」となる。文部科学省令和４年「生徒指導提要」。
[86] 発達支持的生徒指導（多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努めるよう働きかけること等。）及び課題予防的生徒指導（課題の未然防止教育としての、道徳科や学級活動等においていじめをしない態度等を身に付けるための取組、課題早期発見対応としての、日々の健康観察、アンケート調査や面談期間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないよう早期発見に努めること等）等。両者とも文部科学省令和４年「生徒指導提要」。
[87] 大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」。第４章基本方針２－①参照。
[88] 青少年学区民会議や、民生委員・児童委員、補導委員等。
[89] アンケート実施時期及び対象者等については第３章「２　基本方針（１）－１」注釈参照。
[90] 第２章「３　第３期基本計画期間中の成果と課題」。
[91] 大津市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づく。
[92] 第２章「１　本市を取り巻く環境の変化や動向」。
[93] 「子どもの育ちの原点である家庭教育について、教育基本法では『…（中略）…保護者は、子の教育について第一義的責任を有する』とされて」いるとしている。大津市令和４年「大津市生涯学習推進計画」。
[94] 第２章「１　本市を取り巻く環境の変化や動向（３）教育上の課題の多様化、複雑化」。
[95] 「地域における社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つ」ことや、「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性に平成 30 年中央教育審議会答申とともに言及している。大津市令和４年「大津市生涯学習推進計画」。
[96] 中央教育審議会令和５年「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）について」。
[97] スリースマイルゴルフ大会やスマイルボッチャ大会。
[98] 令和３年改定「大津市スポーツ推進計画（改定版）」。
[99] 大津市「第３次大津市文化振興計画（令和４～８年度）」。
[100] アンケート実施時期及び対象者等については第３章「２　基本方針（１）－１」注釈参照。
[101] 第４章基本方針２－③参照。
[102] 「大津市がん対策推進条例」においても言及あり。
[103] 総合的な学習の時間等を活用した進路学習等における心理教育（ソーシャルスキルトレーニング等）に関する助言や授業における担任等との協働等を含む。
[104] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説特別活動編。
[105] 「大津市消費生活条例」においても言及あり。
[106] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編にて言及。
[107] 詳細は「大津市中小規模・小規模企業振興ビジョン」を参照。
[108] 教育課程にのっとり、基本方針１①で扱う各教科の見方・考え方を働かせながら、各教科等において育成する資質・能力を活用させるなど、教科横断的な学びを展開する。
[109] 学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[110] カリキュラム・マネジメント。学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編。
[111] 支援に関しては、第４章基本方針２－④参照。
[112] 第４章基本方針２－③参照。
[113] 緊急派遣を含む。
[114] 文部科学省令和４年「第３次学校安全の推進に関する計画」。
[115] 暑さ指数に基づく。
[116] 「大津市交通安全条例」においても言及あり。
[117] 第３章「２　基本方針（２）－１」注釈参照。教育公務員特例法第二十条（研修実施者及び指導助言者）。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（令和４年改正）第五十九条（中核市に関する特例）。
[118] 第３章「２　基本方針（２）－１」注釈参照。教育公務員特例法第二十二条（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）。
[119] 第４章基本方針２－①参照。
[120] 研修観の転換の必要性が指摘されている。独立行政法人教職員支援機構令和６年「『研修観の転換』に向けたＮＩＴＳからの提案」。
[121] 中央教育審議会令和４年「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～

『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」。

[122] 労働安全衛生法。

[123] 学校組織マネジメント、「チーム学校」及び「チーム学校」としての支援体制に関しては、第４章基本方針２－①参照。

[124] 文部科学省令和５年度「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査結果」は、「日本語指導が必要な児童生徒」を、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。」としている。

[125] 大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」に基づく。

[126] 第４章基本方針２－③参照。

[127] 大津市・大津市教育委員会「第３期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）」及び文部科学省令和４年「生徒指導提要」を踏まえる。

[128] 第４章基本方針２－③参照。

[129] 中央教育審議会令和４年「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」。

[130] 「大津市暴力団排除条例」においても言及あり。

[131] 教育基本法の趣旨に基づき、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会等を提供するとしている。大津市令和４年「大津市生涯学習推進計画」。

[132] 第４章基本方針２－④における保護者連携及び支援を参照。

[133] 大津市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づく。

[134] 文化振興基本計画においても言及。

巻末資料

計画の策定体制

■大津市総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年（2015年）４月１日から施行されたことにより、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性の下、連携して効果的に教育施策を推進するために設置した会議です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第２項に基づき、この会議の中で本計画の協議を行いました。

職名	氏名
市長	佐藤　健司
教育長	島崎　輝久
教育委員（教育長職務代理者）	田村　靖二
教育委員	周防　美智子
教育委員	大西　祐司
教育委員	関　理子

■大津市教育振興基本計画策定懇話会

本市の教育に資する取組の現状と課題、計画の策定に向けた方向性、内容等について意見を聴取するために懇話会を設置しました。

（敬称略）

	団体等名	氏名	備考
学識経験者	兵庫教育大学　教授 滋賀大学教職大学院　客員教授	大野　裕己	座長
市民団体代表	大津市自治連合会	岸場　馨	
	大津市ＰＴＡ連合会	大貫　大輔	
	大津市ＰＴＡ連合会	小森　美恵子	
	大津市社会教育委員会議	只友　景士	

■子どもの意見聴取

「こども基本法」の趣旨を踏まえ、策定に当たっては、当事者である子どもたちからの意見を参考にすることとし、「みんなが楽しく通える学校ってどんな学校だろう」をテーマに令和６年２月に子ども意見交流会を、令和６年６月にアンケートをそれぞれ実施しました。

子ども意見交流会及びアンケートにおける主な意見は以下のとおりです。

子どもからの主な意見
○相手の意見や考えをしっかりと聞く ○自分の意見や考えをしっかりと伝え、みんなで話し合って解決する ○時間やルールをきちんと守ることができる ○誰でも気持ち良く挨拶できる ○授業などわからないことをクラスで教え合うことができる ○いろいろな先生が授業を教えてくれる ○困ったことや悩みごとがあったとき、相談できる人や居場所がある ○タブレットを活用した授業がたくさんある ○実際に体験しながら学ぶ機会がたくさんある ○地震や火事のときに自分やみんなを守るための知識について学ぶ機会がある ○地域の歴史や文化を学ぶことができる ○自然や環境について学ぶことができる ○楽しく運動できる授業や活動がたくさんある ○職場体験や働くことについて学ぶことができる ○ゲストティーチャーなどいろいろな人から学ぶ機会がある ○授業以外でも話を聞いてくれる先生がいる ○他の学年や学校と交流する機会がある ○地域の方と交流する機会がたくさんある ○教室やトイレがきれいで過ごしやすい　等

※いずれも市立小学校第５、６学年児童、中学校第１、２学年生徒を対象に実施

■大津市教育振興基本計画策定プロジェクト委員会

本計画の実効性を高めるため、関係所属の職員や小・中学校の教職員で構成するプロジェクト委員会を設置し、計画の検討を行いました。

方針１　一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む

所属等	職名
学校教育課	副参事
学校ＩＣＴ支援室	指導主事
教育支援センター	指導主事
学校給食課	主査
文化振興課	課長補佐
幼保支援課	副参事
晴嵐小学校	教諭
皇子山中学校	教諭

方針２　すべての子どもが安心して学べる教育を推進する

所属等	職名
児童生徒支援課	指導主事
教職員室	室次長
教育センター	指導主事
教育支援センター	指導主事
子ども・子育て安心課	主事
堅田小学校	主幹教諭
志賀中学校	教諭

方針３　ともに学び支え合う社会の実現を目指す

所属等	職名
人権・男女共同参画課	主査
歴史博物館	主査
子ども・若者政策課	係長
生涯学習課	主幹
中央小学校	教諭
唐崎中学校	教諭